

令和 7 年 2 月 21 日招集

令和 7 年大船渡市議会第 1 回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を求めることについて
議案第 2 号	令和 7 年度大船渡市一般会計予算を定めることについて
議案第 3 号	令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を定めることについて
議案第 4 号	令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を定めることについて
議案第 5 号	令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を定めることについて
議案第 6 号	令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
議案第 7 号	令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて
議案第 8 号	令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて
議案第 9 号	令和 7 年度大船渡市下水道事業会計予算を定めることについて
議案第 10 号	令和 7 年度大船渡市水道事業会計予算を定めることについて
議案第 11 号	大船渡市個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
議案第 12 号	大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 13 号	大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号	大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 15 号	大船渡市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 16 号	大船渡市税条例及び大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号	大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 18 号	大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号	大船渡市緑地広場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

番 号	件 名
議案第20号	大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第21号	大船渡市立図書館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
議案第22号	市道路線の廃止について
議案第23号	市道路線の認定について
議案第24号	和解に関し議決を求めることについて
議案第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
議案第27号	令和6年度大船渡市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて
議案第28号	令和6年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
議案第29号	令和6年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて
議案第30号	令和6年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を定めることについて
議案第31号	令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて
議案第32号	令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を定めることについて
議案第33号	令和6年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第4号）を定めることについて
議案第34号	令和6年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

議案第 1 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 9 号）を地方自治法（昭和22年法律
第67号）第 179条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第
3 項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清



専 決 処 分 書

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」と連動し、物価高騰の影響を特に受ける低所得の世帯等への支援を速やかに行うため、令和6年度大船渡市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月18日専決

大船渡市長 渕 上 清

議案第 2 号

令和 7 年度大船渡市一般会計予算を定めることについて

令和 7 年度大船渡市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 3 号

令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を定めることについて

令和 7 年度大船渡市魚市場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 4 号

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

を定めることについて

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 5 号

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を定める

ことについて

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 6 号

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 7 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定める

ことについて

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 8 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 211条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 9 号

令和 7 年度大船渡市下水道事業会計予算を定めることについて

令和 7 年度大船渡市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、
地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第24条第 2 項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第10号

令和7年度大船渡市水道事業会計予算を定めることについて

令和7年度大船渡市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 刈 上 清

議案第11号

大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
について

大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

開示決定等の期限の特例に係る期間について、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開示決定等の期限の特例） 第5条 開示請求に係る保有個人情報that著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）～（2） [略]	（開示決定等の期限の特例） 第5条 開示請求に係る保有個人情報that著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して</u>45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）～（2） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号(大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 5 条	開示決定等の期限の特例に係る期間に、開示請求があった日を含めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第12号

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例について

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 舘 上 清

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児又は介護の両立を図るため、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年大船渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、<u>規則で定めるところにより</u>、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、<u>規則で定めるところにより</u>、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、<u>規則で定めるところにより</u>、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、<u>規則で定めるところにより</u>、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により

改正前	改正後
職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、<u>規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 〔略〕 （介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、<u>規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 〔略〕 （介護休暇） 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合にお

改正前	改正後
2～3 〔略〕 （規則への委任） 第18条 〔略〕	ける休暇とする。 2～3 〔略〕 （規則への委任） 第18条 〔略〕 <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第12号(大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第9条	育児を行う職員の時間外勤務の制限について、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が請求できること等を定めるものである。
第16条	文言を整理するものである。
第18条の2	配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向確認を行うこと等を定めるものである。
第18条の3	介護両立支援制度等の円滑な利用を図るための勤務環境の整備に関する措置を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和7年4月1日とし、ただし、附則第2項の規定は、公布の日とするものである。
第2項	令和7年4月1日以後の日を開始日とする時間外勤務制限の請求のうち、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためのものについては、同日前においても請求を行うことができることを定めるものである。

議案第13号

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業の承認） 第18条 〔略〕 2 〔略〕 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第18条 〔略〕 2 〔略〕 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号(大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第18条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものである。

議案第14号

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に
ついて

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

岩手県の例に準じて、一般職の職員の給与を改定するとともに、寒冷地手当の
支給等について、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与) 第2条 この条例で給与とは、給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当をいう。 (住居手当) 第8条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) [略] (2) 第10条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～3 [略] (扶養手当) 第9条 [略] 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2)～(6) [略] 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000	(給与) 第2条 この条例で給与とは、給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当をいう。 (住居手当) 第8条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) [略] (2) 第10条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～3 [略] (扶養手当) 第9条 [略] 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(5) [略] 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500

改正前	改正後
円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第10条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</u> (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</u>	円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第10条 削除

改正前	改正後
3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) 第10条の4 [略] 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(2) [略] (3) 三級地 <u>100分の15</u> (4) 四級地 <u>100分の12</u> (5) 五級地 <u>100分の10</u> (6) 六級地 <u>100分の6</u> (7) 七級地 <u>100分の3</u> 3 [略] (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 第8条の3第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u>	(地域手当) 第10条の4 [略] 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(2) [略] (3) 三級地 <u>100分の12</u> (4) 四級地 <u>100分の8</u> (5) 五級地 <u>100分の4</u> 3 [略] (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 第8条の3第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u>

改正前	改正後
2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する期間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額) (2) [略] 4 [略]	2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) [略] 4 [略]
<u>第20条 削除</u> (特定の職員についての適用除外) 第21条 第5条第3項から第10項まで、第8条の2、<u>第8条の4、第9条、第10条、第10条の5及び第10条の6</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (休職者の給与)	(寒冷地手当) <u>第20条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、在職する職員に対して支給する。</u> <u>2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては11,400円(扶養親族(規則で定める地域に居住する者に限る。))のある職員にあつては19,800円)、その他の職員にあつては8,200円を超えない範囲内で規則で定める額とする。</u> <u>3 寒冷地手当の支給日は、規則で定める。</u> (特定の職員についての適用除外) 第21条 第5条第3項から第10項まで、第8条の2 <u>及び第9条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (休職者の給与)

改正前									改正後								
第23条 〔略〕 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4～8 〔略〕 （単純労務者の給与の種類及び基準） 第24条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。									第23条 〔略〕 2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4～8 〔略〕 （単純労務者の給与の種類及び基準） 第24条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当</u>とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。								
別表第1 行政職給料表（第4条関係）									別表第1 行政職給料表（第4条関係）								
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	263,300	289,600	312,400	337,900	376,700		1	184,800	231,700	267,400	301,300	324,000	358,300	411,900
	2	185,900	233,200	264,400	291,300	314,100	339,800	379,300		2	185,900	233,200	268,400	302,800	325,900	360,000	413,800
	3	187,100	234,700	265,400	292,800	315,800	341,600	381,600		3	187,100	234,700	269,400	304,300	327,700	361,600	415,700
	4	188,200	236,300	266,400	294,300	317,300	343,400	383,800		4	188,200	236,300	270,400	305,700	329,400	363,200	417,600
	5	189,300	237,800	267,400	295,800	318,800	345,100	385,700		5	189,300	237,800	271,500	307,200	331,100	364,900	419,400
	6	191,000	239,300	268,400	297,300	320,100	346,900	388,100		6	191,000	239,300	272,500	308,300	332,800	366,700	421,200
	7	192,600	240,800	269,400	298,700	321,400	348,500	390,200		7	192,600	240,800	273,500	309,300	334,600	368,200	423,000
	8	194,200	242,300	270,400	300,100	322,700	350,200	392,200		8	194,200	242,300	274,500	310,500	336,300	369,800	424,800

改正前										改正後									
		9	195,800	243,800	<u>271,500</u>	<u>301,300</u>	<u>324,000</u>	<u>351,800</u>	<u>394,200</u>			9	195,800	243,800	<u>275,500</u>	<u>311,700</u>	<u>337,900</u>	<u>371,200</u>	<u>426,400</u>
		10	197,600	245,300	<u>272,500</u>	<u>302,800</u>	<u>325,900</u>	<u>353,500</u>	<u>396,600</u>			10	197,600	245,300	<u>276,500</u>	<u>313,300</u>	<u>339,600</u>	<u>372,800</u>	<u>427,900</u>
		11	199,200	246,700	<u>273,500</u>	<u>304,300</u>	<u>327,700</u>	<u>355,100</u>	<u>398,800</u>			11	199,200	246,700	<u>277,500</u>	<u>315,000</u>	<u>341,300</u>	<u>374,500</u>	<u>429,500</u>
		12	200,800	248,100	<u>274,500</u>	<u>305,700</u>	<u>329,400</u>	<u>356,800</u>	<u>401,000</u>			12	200,800	248,100	<u>278,600</u>	<u>316,600</u>	<u>342,900</u>	<u>376,000</u>	<u>431,000</u>
		13	202,400	249,400	<u>275,500</u>	<u>307,200</u>	<u>331,100</u>	<u>358,300</u>	<u>403,200</u>			13	202,400	249,400	<u>279,700</u>	<u>318,100</u>	<u>344,500</u>	<u>377,900</u>	<u>432,500</u>
		14	204,100	250,700	<u>276,500</u>	<u>308,300</u>	<u>332,800</u>	<u>360,000</u>	<u>405,500</u>			14	204,100	250,700	<u>281,000</u>	<u>319,700</u>	<u>346,100</u>	<u>379,800</u>	<u>433,600</u>
		15	205,800	252,000	<u>277,500</u>	<u>309,300</u>	<u>334,600</u>	<u>361,600</u>	<u>407,800</u>			15	205,800	252,000	<u>282,300</u>	<u>321,300</u>	<u>347,700</u>	<u>381,700</u>	<u>434,900</u>
		16	207,500	253,200	<u>278,600</u>	<u>310,500</u>	<u>336,300</u>	<u>363,200</u>	<u>410,100</u>			16	207,500	253,200	<u>283,500</u>	<u>323,000</u>	<u>349,200</u>	<u>383,600</u>	<u>436,100</u>
		17	208,800	254,400	<u>279,700</u>	<u>311,700</u>	<u>337,900</u>	<u>364,900</u>	<u>411,900</u>			17	208,800	254,400	<u>284,800</u>	<u>324,500</u>	<u>350,600</u>	<u>385,100</u>	<u>437,300</u>
		18	210,500	255,400	<u>281,000</u>	<u>313,300</u>	<u>339,600</u>	<u>366,700</u>	<u>413,800</u>			18	210,500	255,400	<u>286,100</u>	<u>326,200</u>	<u>352,400</u>	<u>386,900</u>	<u>438,600</u>
		19	212,100	256,500	<u>282,300</u>	<u>315,000</u>	<u>341,300</u>	<u>368,200</u>	<u>415,700</u>			19	212,100	256,500	<u>287,400</u>	<u>327,800</u>	<u>354,000</u>	<u>388,600</u>	<u>440,000</u>
		20	213,600	257,600	<u>283,500</u>	<u>316,600</u>	<u>342,900</u>	<u>369,800</u>	<u>417,600</u>			20	213,600	257,600	<u>288,600</u>	<u>329,400</u>	<u>355,600</u>	<u>390,200</u>	<u>441,200</u>
		21	215,100	258,600	<u>284,800</u>	<u>318,100</u>	<u>344,500</u>	<u>371,200</u>	<u>419,400</u>			21	215,100	258,600	<u>289,700</u>	<u>330,800</u>	<u>356,800</u>	<u>391,900</u>	<u>442,400</u>
		22	216,700	259,600	<u>286,100</u>	<u>319,700</u>	<u>346,100</u>	<u>372,800</u>	<u>421,200</u>			22	216,700	259,600	<u>290,900</u>	<u>332,600</u>	<u>358,300</u>	<u>393,300</u>	<u>443,200</u>
		23	218,300	260,700	<u>287,400</u>	<u>321,300</u>	<u>347,700</u>	<u>374,500</u>	<u>423,000</u>			23	218,300	260,700	<u>292,200</u>	<u>334,300</u>	<u>359,800</u>	<u>394,800</u>	<u>444,000</u>
		24	220,000	261,700	<u>288,600</u>	<u>323,000</u>	<u>349,200</u>	<u>376,000</u>	<u>424,800</u>			24	220,000	261,700	<u>293,500</u>	<u>335,900</u>	<u>361,400</u>	<u>396,200</u>	<u>444,800</u>
		25	221,600	262,700	<u>289,700</u>	<u>324,500</u>	<u>350,600</u>	<u>377,900</u>	<u>426,400</u>			25	221,600	262,700	<u>294,900</u>	<u>337,100</u>	<u>363,100</u>	<u>397,600</u>	<u>445,400</u>
		26	223,300	263,600	<u>290,900</u>	<u>326,200</u>	<u>352,400</u>	<u>379,800</u>	<u>427,900</u>			26	223,300	263,600	<u>295,900</u>	<u>339,000</u>	<u>364,900</u>	<u>398,800</u>	<u>446,000</u>
		27	224,600	264,500	<u>292,200</u>	<u>327,800</u>	<u>354,000</u>	<u>381,700</u>	<u>429,500</u>			27	224,600	264,500	<u>296,900</u>	<u>340,800</u>	<u>366,600</u>	<u>400,000</u>	<u>446,600</u>
		28	225,900	265,300	<u>293,500</u>	<u>329,400</u>	<u>355,600</u>	<u>383,600</u>	<u>431,000</u>			28	225,900	265,300	<u>298,000</u>	<u>342,400</u>	<u>368,300</u>	<u>401,000</u>	<u>447,200</u>
		29	227,300	266,100	<u>294,900</u>	<u>330,800</u>	<u>356,800</u>	<u>385,100</u>	<u>432,500</u>			29	227,300	266,100	<u>299,100</u>	<u>343,900</u>	<u>369,700</u>	<u>402,100</u>	<u>448,000</u>
		30	228,400	266,900	<u>295,900</u>	<u>332,600</u>	<u>358,300</u>	<u>386,900</u>	<u>433,600</u>			30	228,400	266,900	<u>300,300</u>	<u>345,500</u>	<u>371,000</u>	<u>403,300</u>	<u>448,800</u>
		31	229,500	267,700	<u>296,900</u>	<u>334,300</u>	<u>359,800</u>	<u>388,600</u>	<u>434,900</u>			31	229,500	267,700	<u>301,500</u>	<u>347,100</u>	<u>372,300</u>	<u>404,400</u>	<u>449,200</u>
		32	230,600	268,600	<u>298,000</u>	<u>335,900</u>	<u>361,400</u>	<u>390,200</u>	<u>436,100</u>			32	230,600	268,600	<u>302,700</u>	<u>348,700</u>	<u>373,700</u>	<u>405,600</u>	<u>450,000</u>

改正前										改正後									
33	231,700	269,300	<u>299,100</u>	<u>337,100</u>	<u>363,100</u>	<u>391,900</u>	<u>437,300</u>			33	231,700	269,300	<u>303,900</u>	<u>350,500</u>	<u>374,800</u>	<u>406,300</u>	<u>450,500</u>		
34	232,800	270,100	<u>300,300</u>	<u>339,000</u>	<u>364,900</u>	<u>393,300</u>	<u>438,600</u>			34	232,800	270,100	<u>305,200</u>	<u>352,300</u>	<u>375,700</u>	<u>407,000</u>	<u>450,900</u>		
35	233,900	270,900	<u>301,500</u>	<u>340,800</u>	<u>366,600</u>	<u>394,800</u>	<u>440,000</u>			35	233,900	270,900	<u>306,500</u>	<u>354,100</u>	<u>376,700</u>	<u>407,700</u>	<u>451,300</u>		
36	235,100	271,700	<u>302,700</u>	<u>342,400</u>	<u>368,300</u>	<u>396,200</u>	<u>441,200</u>			36	235,100	271,700	<u>307,800</u>	<u>355,900</u>	<u>377,800</u>	<u>408,400</u>	<u>451,700</u>		
37	236,200	272,400	<u>303,900</u>	<u>343,900</u>	<u>369,700</u>	<u>397,600</u>	<u>442,400</u>			37	236,200	272,400	<u>309,100</u>	<u>357,400</u>	<u>378,600</u>	<u>408,800</u>	<u>452,100</u>		
38	237,200	273,200	<u>305,200</u>	<u>345,500</u>	<u>371,000</u>	<u>398,800</u>	<u>443,200</u>			38	237,200	273,200	<u>310,500</u>	<u>358,800</u>	<u>379,500</u>	<u>409,400</u>	<u>452,500</u>		
39	238,200	273,900	<u>306,500</u>	<u>347,100</u>	<u>372,300</u>	<u>400,000</u>	<u>444,000</u>			39	238,200	273,900	<u>311,800</u>	<u>360,200</u>	<u>380,400</u>	<u>409,900</u>	<u>452,900</u>		
40	239,100	274,700	<u>307,800</u>	<u>348,700</u>	<u>373,700</u>	<u>401,000</u>	<u>444,800</u>			40	239,100	274,700	<u>313,100</u>	<u>361,700</u>	<u>381,200</u>	<u>410,300</u>	<u>453,200</u>		
41	240,000	275,300	<u>309,100</u>	<u>350,500</u>	<u>374,800</u>	<u>402,100</u>	<u>445,400</u>			41	240,000	275,300	<u>314,400</u>	<u>363,200</u>	<u>382,000</u>	<u>410,700</u>	<u>453,500</u>		
42	240,900	276,100	<u>310,500</u>	<u>352,300</u>	<u>375,700</u>	<u>403,300</u>	<u>446,000</u>			42	240,900	276,100	<u>315,700</u>	<u>364,000</u>	<u>382,900</u>	<u>410,900</u>	<u>453,900</u>		
43	241,700	276,900	<u>311,800</u>	<u>354,100</u>	<u>376,700</u>	<u>404,400</u>	<u>446,600</u>			43	241,700	276,900	<u>317,000</u>	<u>365,000</u>	<u>383,700</u>	<u>411,200</u>	<u>454,200</u>		
44	242,500	277,600	<u>313,100</u>	<u>355,900</u>	<u>377,800</u>	<u>405,600</u>	<u>447,200</u>			44	242,500	277,600	<u>318,200</u>	<u>366,000</u>	<u>384,400</u>	<u>411,500</u>	<u>454,500</u>		
45	243,300	278,300	<u>314,400</u>	<u>357,400</u>	<u>378,600</u>	<u>406,300</u>	<u>448,000</u>			45	243,300	278,300	<u>319,100</u>	<u>366,900</u>	<u>385,100</u>	<u>411,800</u>	<u>454,800</u>		
46	243,900	279,000	<u>315,700</u>	<u>358,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,000</u>	<u>448,800</u>			46	243,900	279,000	<u>320,400</u>	<u>368,000</u>	<u>385,800</u>	<u>412,100</u>			
47	244,500	279,700	<u>317,000</u>	<u>360,200</u>	<u>380,400</u>	<u>407,700</u>	<u>449,200</u>			47	244,500	279,700	<u>321,700</u>	<u>368,900</u>	<u>386,500</u>	<u>412,400</u>			
48	245,100	280,500	<u>318,200</u>	<u>361,700</u>	<u>381,200</u>	<u>408,400</u>	<u>450,000</u>			48	245,100	280,500	<u>323,000</u>	<u>369,900</u>	<u>387,200</u>	<u>412,700</u>			
49	245,700	281,200	<u>319,100</u>	<u>363,200</u>	<u>382,000</u>	<u>408,800</u>	<u>450,500</u>			49	245,700	281,200	<u>324,200</u>	<u>370,800</u>	<u>387,700</u>	<u>412,900</u>			
50	246,300	281,900	<u>320,400</u>	<u>364,000</u>	<u>382,900</u>	<u>409,400</u>	<u>450,900</u>			50	246,300	281,900	<u>325,500</u>	<u>371,600</u>	<u>388,300</u>	<u>413,200</u>			
51	246,900	282,600	<u>321,700</u>	<u>365,000</u>	<u>383,700</u>	<u>409,900</u>	<u>451,300</u>			51	246,900	282,600	<u>326,700</u>	<u>372,300</u>	<u>388,900</u>	<u>413,500</u>			
52	247,400	283,300	<u>323,000</u>	<u>366,000</u>	<u>384,400</u>	<u>410,300</u>	<u>451,700</u>			52	247,400	283,300	<u>328,000</u>	<u>372,900</u>	<u>389,600</u>	<u>413,800</u>			
53	247,900	283,900	<u>324,200</u>	<u>366,900</u>	<u>385,100</u>	<u>410,700</u>	<u>452,100</u>			53	247,900	283,900	<u>329,300</u>	<u>373,300</u>	<u>390,000</u>	<u>414,100</u>			
54	248,300	284,600	<u>325,500</u>	<u>368,000</u>	<u>385,800</u>	<u>410,900</u>	<u>452,500</u>			54	248,300	284,600	<u>330,400</u>	<u>373,900</u>	<u>390,600</u>	<u>414,400</u>			
55	248,700	285,200	<u>326,700</u>	<u>368,900</u>	<u>386,500</u>	<u>411,200</u>	<u>452,900</u>			55	248,700	285,200	<u>331,500</u>	<u>374,600</u>	<u>391,200</u>	<u>414,700</u>			
56	249,000	285,900	<u>328,000</u>	<u>369,900</u>	<u>387,200</u>	<u>411,500</u>	<u>453,200</u>			56	249,000	285,900	<u>332,600</u>	<u>375,300</u>	<u>391,700</u>	<u>415,000</u>			
57	249,300	286,500	<u>329,300</u>	<u>370,800</u>	<u>387,700</u>	<u>411,800</u>	<u>453,500</u>			57	249,300	286,500	<u>333,300</u>	<u>375,600</u>	<u>392,100</u>	<u>415,200</u>			

改正前										改正後									
58	249,600	287,300	<u>330,400</u>	<u>371,600</u>	<u>388,300</u>	<u>412,100</u>	<u>453,900</u>			58	249,600	287,300	<u>334,200</u>	<u>376,300</u>	<u>392,700</u>	<u>415,500</u>			
59	249,900	287,900	<u>331,500</u>	<u>372,300</u>	<u>388,900</u>	<u>412,400</u>	<u>454,200</u>			59	249,900	287,900	<u>334,900</u>	<u>377,000</u>	<u>393,300</u>	<u>415,800</u>			
60	250,200	288,600	<u>332,600</u>	<u>372,900</u>	<u>389,600</u>	<u>412,700</u>	<u>454,500</u>			60	250,200	288,600	<u>335,700</u>	<u>377,600</u>	<u>393,900</u>	<u>416,200</u>			
61	250,500	289,200	<u>333,300</u>	<u>373,300</u>	<u>390,000</u>	<u>412,900</u>	<u>454,800</u>			61	250,500	289,200	<u>336,500</u>	<u>377,900</u>	<u>394,300</u>	<u>416,400</u>			
62	250,800	289,900	<u>334,200</u>	<u>373,900</u>	<u>390,600</u>	<u>413,200</u>				62	250,800	289,900	<u>336,900</u>	<u>378,400</u>	<u>394,800</u>	<u>416,700</u>			
63	251,100	290,500	<u>334,900</u>	<u>374,600</u>	<u>391,200</u>	<u>413,500</u>				63	251,100	290,500	<u>337,600</u>	<u>379,000</u>	<u>395,300</u>	<u>417,000</u>			
64	251,400	291,000	<u>335,700</u>	<u>375,300</u>	<u>391,700</u>	<u>413,800</u>				64	251,400	291,000	<u>338,300</u>	<u>379,600</u>	<u>395,900</u>	<u>417,200</u>			
65	251,700	291,500	<u>336,500</u>	<u>375,600</u>	<u>392,100</u>	<u>414,100</u>				65	251,700	291,500	<u>339,100</u>	<u>379,900</u>	<u>396,200</u>	<u>417,400</u>			
66	252,000	292,100	<u>336,900</u>	<u>376,300</u>	<u>392,700</u>	<u>414,400</u>				66	252,000	292,100	<u>339,800</u>	<u>380,500</u>	<u>396,600</u>				
67	252,400	292,600	<u>337,600</u>	<u>377,000</u>	<u>393,300</u>	<u>414,700</u>				67	252,400	292,600	<u>340,500</u>	<u>381,200</u>	<u>397,000</u>				
68	252,700	293,200	<u>338,300</u>	<u>377,600</u>	<u>393,900</u>	<u>415,000</u>				68	252,700	293,200	<u>341,100</u>	<u>381,800</u>	<u>397,400</u>				
69	253,000	293,800	<u>339,100</u>	<u>377,900</u>	<u>394,300</u>	<u>415,200</u>				69	253,000	293,800	<u>341,600</u>	<u>382,300</u>	<u>397,700</u>				
70	253,300	294,300	<u>339,800</u>	<u>378,400</u>	<u>394,800</u>	<u>415,500</u>				70	253,300	294,300	<u>342,200</u>	<u>382,800</u>	<u>398,000</u>				
71	253,600	294,900	<u>340,500</u>	<u>379,000</u>	<u>395,300</u>	<u>415,800</u>				71	253,600	294,900	<u>342,700</u>	<u>383,400</u>	<u>398,300</u>				
72	253,900	295,500	<u>341,100</u>	<u>379,600</u>	<u>395,900</u>	<u>416,200</u>				72	253,900	295,500	<u>343,300</u>	<u>383,900</u>	<u>398,500</u>				
73	254,200	296,000	<u>341,600</u>	<u>379,900</u>	<u>396,200</u>	<u>416,400</u>				73	254,200	296,000	<u>343,600</u>	<u>384,400</u>	<u>398,700</u>				
74	254,500	296,500	<u>342,200</u>	<u>380,500</u>	<u>396,600</u>	<u>416,700</u>				74	254,500	296,500	<u>344,100</u>	<u>385,000</u>	<u>399,000</u>				
75	254,800	296,900	<u>342,700</u>	<u>381,200</u>	<u>397,000</u>	<u>417,000</u>				75	254,800	296,900	<u>344,500</u>	<u>385,500</u>	<u>399,300</u>				
76	255,100	297,200	<u>343,300</u>	<u>381,800</u>	<u>397,400</u>	<u>417,200</u>				76	255,100	297,200	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>	<u>399,500</u>				
77	255,400	297,400	<u>343,600</u>	<u>382,300</u>	<u>397,700</u>	<u>417,400</u>				77	255,400	297,400	<u>345,300</u>	<u>386,200</u>	<u>399,700</u>				
78	255,700	297,700	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>398,000</u>					78	255,700	297,700	<u>345,800</u>	<u>386,700</u>	<u>400,000</u>				
79	256,000	297,900	<u>344,500</u>	<u>383,400</u>	<u>398,300</u>					79	256,000	297,900	<u>346,300</u>	<u>387,100</u>	<u>400,300</u>				
80	256,300	298,200	<u>344,900</u>	<u>383,900</u>	<u>398,500</u>					80	256,300	298,200	<u>346,800</u>	<u>387,500</u>	<u>400,500</u>				

改正前										改正後									
		81	256,600	298,400	<u>345,300</u>	<u>384,400</u>	<u>398,700</u>					81	256,600	298,400	<u>347,100</u>	<u>387,900</u>	<u>400,700</u>		
		82	257,000	298,600	<u>345,800</u>	<u>385,000</u>	<u>399,000</u>					82	257,000	298,600	<u>347,500</u>	<u>388,400</u>	<u>401,000</u>		
		83	257,300	298,900	<u>346,300</u>	<u>385,500</u>	<u>399,300</u>					83	257,300	298,900	<u>347,900</u>	<u>388,800</u>	<u>401,300</u>		
		84	257,600	299,100	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>399,500</u>					84	257,600	299,100	<u>348,400</u>	<u>389,200</u>	<u>401,500</u>		
		85	257,900	299,400	<u>347,100</u>	<u>386,200</u>	<u>399,700</u>					85	257,900	299,400	<u>348,700</u>	<u>389,500</u>	<u>401,700</u>		
		86	258,200	299,700	<u>347,500</u>	<u>386,700</u>	<u>400,000</u>					86	258,200	299,700	<u>349,100</u>	<u>390,000</u>	<u>402,000</u>		
		87	258,500	300,000	<u>347,900</u>	<u>387,100</u>	<u>400,300</u>					87	258,500	300,000	<u>349,500</u>	<u>390,400</u>	<u>402,300</u>		
		88	258,800	300,300	<u>348,400</u>	<u>387,500</u>	<u>400,500</u>					88	258,800	300,300	<u>349,900</u>	<u>390,800</u>	<u>402,500</u>		
		89	259,100	300,600	<u>348,700</u>	<u>387,900</u>	<u>400,700</u>					89	259,100	300,600	<u>350,100</u>	<u>391,100</u>	<u>402,700</u>		
		90	259,400	300,900	<u>349,100</u>	<u>388,400</u>	<u>401,000</u>					90	259,400	300,900	<u>350,500</u>	<u>391,600</u>			
		91	259,700	301,200	<u>349,500</u>	<u>388,800</u>	<u>401,300</u>					91	259,700	301,200	<u>350,900</u>	<u>392,000</u>			
		92	260,000	301,600	<u>349,900</u>	<u>389,200</u>	<u>401,500</u>					92	260,000	301,600	<u>351,300</u>	<u>392,400</u>			
		93	260,300	301,800	<u>350,100</u>	<u>389,500</u>	<u>401,700</u>					93	260,300	301,800	<u>351,500</u>	<u>392,700</u>			
		94		302,000	<u>350,500</u>	<u>390,000</u>	<u>402,000</u>					94		302,000	<u>351,900</u>				
		95		302,300	<u>350,900</u>	<u>390,400</u>	<u>402,300</u>					95		302,300	<u>352,300</u>				
		96		302,700	<u>351,300</u>	<u>390,800</u>	<u>402,500</u>					96		302,700	<u>352,600</u>				
		97		303,000	<u>351,500</u>	<u>391,100</u>	<u>402,700</u>					97		303,000	<u>352,900</u>				
		98		303,300	<u>351,900</u>	<u>391,600</u>						98		303,300	<u>353,300</u>				
		99		303,700	<u>352,300</u>	<u>392,000</u>						99		303,700	<u>353,700</u>				
		100		304,100	<u>352,600</u>	<u>392,400</u>						100		304,100	<u>354,100</u>				
		101		304,300	<u>352,900</u>	<u>392,700</u>						101		304,300	<u>354,600</u>				
		102		304,600	<u>353,300</u>							102		304,600	<u>355,000</u>				
		103		304,900	<u>353,700</u>							103		304,900	<u>355,400</u>				
		104		305,200	<u>354,100</u>							104		305,200	<u>355,800</u>				

改正前								改正後							
		21	354,000	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>	<u>610,400</u>			21	354,000	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>		
		22	357,100	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>				22	357,100	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>		
		23	360,200	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>				23	360,200	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>		
		24	363,200	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>				24	363,200	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>		
		25	366,200	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>				25	366,200	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>		
		26	368,500	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>				26	368,500	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>		
		27	370,800	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>				27	370,800	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>		
		28	373,000	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>				28	373,000	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>		
		29	374,900	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>				29	374,900	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>		
		30	376,600	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>				30	376,600	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>		
		31	378,300	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>				31	378,300	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>		
		32	380,100	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>				32	380,100	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>		
		33	381,900	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>				33	381,900	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>		
		34	383,700	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>				34	383,700	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>		
		35	385,300	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>				35	385,300	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>		
		36	386,700	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>				36	386,700	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>		
		37	388,100	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>				37	388,100	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>		
		38	389,600	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>				38	389,600	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>		
		39	391,100	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>				39	391,100	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>		
		40	392,600	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>				40	392,600	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>		
		41	394,100	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>				41	394,100	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>		
		42	394,800	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>				42	394,800	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>		
		43	395,400	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>				43	395,400	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>		
		44	396,100	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>				44	396,100	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>		

改正前								改正後							
		45	397,000	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>				45	397,000	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>		
		46	397,600	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>				46	397,600	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>		
		47	398,200	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>				47	398,200	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>		
		48	398,800	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>				48	398,800	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>		
		49	399,400	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>				49	399,400	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>		
		50	399,900	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>				50	399,900	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>		
		51	400,400	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>				51	400,400	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		
		52	400,900	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>				52	400,900	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		
		53	401,400	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>				53	401,400	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		
		54	401,800	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>				54	401,800	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		
		55	402,200	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>				55	402,200	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		
		56	402,600	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>				56	402,600	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		
		57	403,000	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>				57	403,000	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		
		58	403,400	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>				58	403,400	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		
		59	403,800	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>				59	403,800	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		
		60	404,200	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>				60	404,200	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		
		61	404,600	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>				61	404,600	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		
		62	405,000	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>				62	405,000	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		
		63	405,400	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>				63	405,400	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		
		64	405,800	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>				64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		
		65	406,100	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>				65	406,100	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		
		66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>					66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		
		67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>					67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		
		68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>					68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		

[illegible]

改正前							改正後						
		93		491,300									
		94		491,900									
		95		492,500									
		96		493,000									
		97		493,500									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員			基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
			円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
			301,700	344,400	399,500	473,300	573,800		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800
備考 [略]							備考 [略]						
イ 医療職給料表(2)							イ 医療職給料表(2)						
職員の 区分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	189,900	229,000	260,500	280,800	306,000		1	189,900	229,000	265,000	284,000	317,600
	2	192,000	230,400	261,700	281,600	307,500		2	192,000	230,400	265,800	284,900	319,100
	3	194,100	231,700	262,800	282,400	309,000		3	194,100	231,700	266,600	285,700	320,500
	4	196,200	233,000	263,900	283,200	310,600		4	196,200	233,000	267,500	286,400	321,900
	5	198,300	234,200	265,000	284,000	312,100		5	198,300	234,200	268,300	287,100	323,300
	6	200,300	235,300	265,800	284,900	313,500		6	200,300	235,300	269,100	287,800	324,900
	7	202,300	236,300	266,600	285,700	314,900		7	202,300	236,300	269,900	288,500	326,500
	8	204,100	237,300	267,500	286,400	316,300		8	204,100	237,300	270,700	289,300	328,000
	9	205,900	238,500	268,300	287,100	317,600		9	205,900	238,500	271,500	290,100	329,500
	10	207,800	239,700	269,100	287,800	319,100		10	207,800	239,700	272,300	290,900	331,100
	11	209,700	241,000	269,900	288,500	320,500		11	209,700	241,000	273,200	291,800	332,600
	12	211,900	242,300	270,700	289,300	321,900		12	211,900	242,300	274,000	292,500	334,200
	13	213,600	243,700	271,500	290,100	323,300		13	213,600	243,700	274,800	293,200	335,700

改正前								改正後							
		14	215,600	244,900	<u>272,300</u>	<u>290,900</u>	<u>324,900</u>			14	215,600	244,900	<u>275,600</u>	<u>294,300</u>	<u>337,300</u>
		15	217,800	246,200	<u>273,200</u>	<u>291,800</u>	<u>326,500</u>			15	217,800	246,200	<u>276,400</u>	<u>295,400</u>	<u>338,800</u>
		16	219,900	247,500	<u>274,000</u>	<u>292,500</u>	<u>328,000</u>			16	219,900	247,500	<u>277,200</u>	<u>296,600</u>	<u>340,300</u>
		17	222,000	248,700	<u>274,800</u>	<u>293,200</u>	<u>329,500</u>			17	222,000	248,700	<u>278,000</u>	<u>297,900</u>	<u>341,800</u>
		18	223,200	249,900	<u>275,600</u>	<u>294,300</u>	<u>331,100</u>			18	223,200	249,900	<u>278,800</u>	<u>299,100</u>	<u>343,500</u>
		19	224,300	251,100	<u>276,400</u>	<u>295,400</u>	<u>332,600</u>			19	224,300	251,100	<u>279,600</u>	<u>300,300</u>	<u>345,100</u>
		20	225,400	252,300	<u>277,200</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>			20	225,400	252,300	<u>280,400</u>	<u>301,500</u>	<u>346,600</u>
		21	226,500	253,400	<u>278,000</u>	<u>297,900</u>	<u>335,700</u>			21	226,500	253,400	<u>281,300</u>	<u>302,700</u>	<u>347,900</u>
		22	227,400	254,300	<u>278,800</u>	<u>299,100</u>	<u>337,300</u>			22	227,400	254,300	<u>282,200</u>	<u>303,900</u>	<u>349,400</u>
		23	228,300	255,200	<u>279,600</u>	<u>300,300</u>	<u>338,800</u>			23	228,300	255,200	<u>283,100</u>	<u>305,200</u>	<u>350,900</u>
		24	229,300	256,000	<u>280,400</u>	<u>301,500</u>	<u>340,300</u>			24	229,300	256,000	<u>283,900</u>	<u>306,400</u>	<u>352,500</u>
		25	230,200	256,800	<u>281,300</u>	<u>302,700</u>	<u>341,800</u>			25	230,200	256,800	<u>284,700</u>	<u>307,600</u>	<u>354,000</u>
		26	231,100	257,600	<u>282,200</u>	<u>303,900</u>	<u>343,500</u>			26	231,100	257,600	<u>285,600</u>	<u>308,800</u>	<u>355,500</u>
		27	232,000	258,400	<u>283,100</u>	<u>305,200</u>	<u>345,100</u>			27	232,000	258,400	<u>286,500</u>	<u>309,900</u>	<u>357,000</u>
		28	232,900	259,200	<u>283,900</u>	<u>306,400</u>	<u>346,600</u>			28	232,900	259,200	<u>287,400</u>	<u>311,100</u>	<u>358,400</u>
		29	233,800	260,000	<u>284,700</u>	<u>307,600</u>	<u>347,900</u>			29	233,800	260,000	<u>288,200</u>	<u>312,500</u>	<u>359,800</u>
		30	234,700	260,800	<u>285,600</u>	<u>308,800</u>	<u>349,400</u>			30	234,700	260,800	<u>289,300</u>	<u>313,700</u>	<u>361,500</u>
		31	235,600	261,700	<u>286,500</u>	<u>309,900</u>	<u>350,900</u>			31	235,600	261,700	<u>290,300</u>	<u>314,900</u>	<u>363,000</u>
		32	236,600	262,500	<u>287,400</u>	<u>311,100</u>	<u>352,500</u>			32	236,600	262,500	<u>291,300</u>	<u>316,100</u>	<u>364,500</u>
		33	237,400	263,300	<u>288,200</u>	<u>312,500</u>	<u>354,000</u>			33	237,400	263,300	<u>292,300</u>	<u>317,300</u>	<u>365,700</u>
		34	238,200	264,100	<u>289,300</u>	<u>313,700</u>	<u>355,500</u>			34	238,200	264,100	<u>293,400</u>	<u>318,400</u>	<u>366,800</u>
		35	239,000	264,800	<u>290,300</u>	<u>314,900</u>	<u>357,000</u>			35	239,000	264,800	<u>294,500</u>	<u>319,600</u>	<u>368,000</u>
		36	239,800	265,600	<u>291,300</u>	<u>316,100</u>	<u>358,400</u>			36	239,800	265,600	<u>295,500</u>	<u>320,900</u>	<u>369,100</u>
		37	240,600	266,600	<u>292,300</u>	<u>317,300</u>	<u>359,800</u>			37	240,600	266,600	<u>296,500</u>	<u>322,100</u>	<u>370,100</u>
		38	241,400	267,300	<u>293,400</u>	<u>318,400</u>	<u>361,500</u>			38	241,400	267,300	<u>297,500</u>	<u>323,400</u>	<u>370,900</u>
		39	242,200	268,200	<u>294,500</u>	<u>319,600</u>	<u>363,000</u>			39	242,200	268,200	<u>298,500</u>	<u>324,700</u>	<u>372,000</u>
		40	243,100	269,000	<u>295,500</u>	<u>320,900</u>	<u>364,500</u>			40	243,100	269,000	<u>299,500</u>	<u>325,900</u>	<u>373,100</u>

改正前								改正後							
		41	243,700	269,800	<u>296,500</u>	<u>322,100</u>	<u>365,700</u>			41	243,700	269,800	<u>300,600</u>	<u>326,800</u>	<u>374,100</u>
		42	244,300	270,600	<u>297,500</u>	<u>323,400</u>	<u>366,800</u>			42	244,300	270,600	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>	<u>375,100</u>
		43	244,900	271,400	<u>298,500</u>	<u>324,700</u>	<u>368,000</u>			43	244,900	271,400	<u>302,900</u>	<u>329,300</u>	<u>376,100</u>
		44	245,400	272,200	<u>299,500</u>	<u>325,900</u>	<u>369,100</u>			44	245,400	272,200	<u>304,000</u>	<u>330,500</u>	<u>377,000</u>
		45	245,900	272,900	<u>300,600</u>	<u>326,800</u>	<u>370,100</u>			45	245,900	272,900	<u>305,100</u>	<u>331,600</u>	<u>377,800</u>
		46	246,500	273,700	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>	<u>370,900</u>			46	246,500	273,700	<u>306,200</u>	<u>332,600</u>	<u>378,600</u>
		47	247,000	274,500	<u>302,900</u>	<u>329,300</u>	<u>372,000</u>			47	247,000	274,500	<u>307,300</u>	<u>333,600</u>	<u>379,500</u>
		48	247,400	275,400	<u>304,000</u>	<u>330,500</u>	<u>373,100</u>			48	247,400	275,400	<u>308,500</u>	<u>334,500</u>	<u>380,300</u>
		49	247,800	276,100	<u>305,100</u>	<u>331,600</u>	<u>374,100</u>			49	247,800	276,100	<u>309,600</u>	<u>335,400</u>	<u>380,800</u>
		50	248,400	276,900	<u>306,200</u>	<u>332,600</u>	<u>375,100</u>			50	248,400	276,900	<u>310,700</u>	<u>336,400</u>	<u>381,600</u>
		51	248,900	277,600	<u>307,300</u>	<u>333,600</u>	<u>376,100</u>			51	248,900	277,600	<u>311,800</u>	<u>337,400</u>	<u>382,500</u>
		52	249,400	278,300	<u>308,500</u>	<u>334,500</u>	<u>377,000</u>			52	249,400	278,300	<u>312,900</u>	<u>338,400</u>	<u>383,300</u>
		53	249,700	279,000	<u>309,600</u>	<u>335,400</u>	<u>377,800</u>			53	249,700	279,000	<u>313,900</u>	<u>338,900</u>	<u>383,700</u>
		54	250,000	279,700	<u>310,700</u>	<u>336,400</u>	<u>378,600</u>			54	250,000	279,700	<u>314,900</u>	<u>339,800</u>	<u>384,400</u>
		55	250,300	280,400	<u>311,800</u>	<u>337,400</u>	<u>379,500</u>			55	250,300	280,400	<u>315,900</u>	<u>340,500</u>	<u>385,100</u>
		56	250,600	281,200	<u>312,900</u>	<u>338,400</u>	<u>380,300</u>			56	250,600	281,200	<u>317,000</u>	<u>341,400</u>	<u>385,700</u>
		57	250,900	281,900	<u>313,900</u>	<u>338,900</u>	<u>380,800</u>			57	250,900	281,900	<u>318,000</u>	<u>342,100</u>	<u>386,100</u>
		58	251,200	282,600	<u>314,900</u>	<u>339,800</u>	<u>381,600</u>			58	251,200	282,600	<u>319,000</u>	<u>342,400</u>	<u>386,600</u>
		59	251,500	283,300	<u>315,900</u>	<u>340,500</u>	<u>382,500</u>			59	251,500	283,300	<u>320,000</u>	<u>342,900</u>	<u>387,200</u>
		60	251,800	283,900	<u>317,000</u>	<u>341,400</u>	<u>383,300</u>			60	251,800	283,900	<u>320,900</u>	<u>343,500</u>	<u>387,800</u>
		61	252,100	284,500	<u>318,000</u>	<u>342,100</u>	<u>383,700</u>			61	252,100	284,500	<u>321,800</u>	<u>344,100</u>	<u>388,200</u>
		62	252,400	285,200	<u>319,000</u>	<u>342,400</u>	<u>384,400</u>			62	252,400	285,200	<u>322,600</u>	<u>344,800</u>	<u>388,700</u>
		63	252,800	285,900	<u>320,000</u>	<u>342,900</u>	<u>385,100</u>			63	252,800	285,900	<u>323,300</u>	<u>345,500</u>	<u>389,200</u>
		64	253,100	286,500	<u>320,900</u>	<u>343,500</u>	<u>385,700</u>			64	253,100	286,500	<u>324,000</u>	<u>346,100</u>	<u>389,700</u>
		65	253,400	287,200	<u>321,800</u>	<u>344,100</u>	<u>386,100</u>			65	253,400	287,200	<u>324,600</u>	<u>346,800</u>	<u>390,300</u>
		66	253,700	287,900	<u>322,600</u>	<u>344,800</u>	<u>386,600</u>			66	253,700	287,900	<u>325,300</u>	<u>347,300</u>	<u>390,800</u>

改正前								改正後							
		67	254,000	288,600	<u>323,300</u>	<u>345,500</u>	<u>387,200</u>			67	254,000	288,600	<u>325,900</u>	<u>347,900</u>	<u>391,400</u>
		68	254,300	289,200	<u>324,000</u>	<u>346,100</u>	<u>387,800</u>			68	254,300	289,200	<u>326,600</u>	<u>348,600</u>	<u>392,000</u>
		69	254,600	289,800	<u>324,600</u>	<u>346,800</u>	<u>388,200</u>			69	254,600	289,800	<u>327,200</u>	<u>348,900</u>	<u>392,500</u>
		70	254,900	290,500	<u>325,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,700</u>			70	254,900	290,500	<u>327,400</u>	<u>349,500</u>	<u>393,000</u>
		71	255,200	291,200	<u>325,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,200</u>			71	255,200	291,200	<u>327,900</u>	<u>350,000</u>	<u>393,600</u>
		72	255,400	291,800	<u>326,600</u>	<u>348,600</u>	<u>389,700</u>			72	255,400	291,800	<u>328,400</u>	<u>350,500</u>	<u>394,100</u>
		73	255,600	292,400	<u>327,200</u>	<u>348,900</u>	<u>390,300</u>			73	255,600	292,400	<u>329,000</u>	<u>351,000</u>	<u>394,400</u>
		74	255,900	292,900	<u>327,400</u>	<u>349,500</u>	<u>390,800</u>			74	255,900	292,900	<u>329,500</u>	<u>351,500</u>	<u>394,900</u>
		75	256,200	293,300	<u>327,900</u>	<u>350,000</u>	<u>391,400</u>			75	256,200	293,300	<u>330,000</u>	<u>352,000</u>	<u>395,300</u>
		76	256,400	293,700	<u>328,400</u>	<u>350,500</u>	<u>392,000</u>			76	256,400	293,700	<u>330,400</u>	<u>352,400</u>	<u>395,700</u>
		77	256,700	294,200	<u>329,000</u>	<u>351,000</u>	<u>392,500</u>			77	256,700	294,200	<u>331,000</u>	<u>352,700</u>	<u>396,100</u>
		78	257,000	294,500	<u>329,500</u>	<u>351,500</u>	<u>393,000</u>			78	257,000	294,500	<u>331,500</u>	<u>353,000</u>	<u>396,600</u>
		79	257,300	294,800	<u>330,000</u>	<u>352,000</u>	<u>393,600</u>			79	257,300	294,800	<u>331,900</u>	<u>353,200</u>	<u>397,000</u>
		80	257,500	295,100	<u>330,400</u>	<u>352,400</u>	<u>394,100</u>			80	257,500	295,100	<u>332,400</u>	<u>353,500</u>	<u>397,400</u>
		81	257,700	295,400	<u>331,000</u>	<u>352,700</u>	<u>394,400</u>			81	257,700	295,400	<u>332,900</u>	<u>354,000</u>	<u>397,800</u>
		82	258,000	295,700	<u>331,500</u>	<u>353,000</u>	<u>394,900</u>			82	258,000	295,700	<u>333,300</u>	<u>354,300</u>	<u>398,300</u>
		83	258,300	296,000	<u>331,900</u>	<u>353,200</u>	<u>395,300</u>			83	258,300	296,000	<u>333,500</u>	<u>354,600</u>	<u>398,700</u>
		84	258,500	296,300	<u>332,400</u>	<u>353,500</u>	<u>395,700</u>			84	258,500	296,300	<u>333,800</u>	<u>354,900</u>	<u>399,100</u>
		85	258,700	296,500	<u>332,900</u>	<u>354,000</u>	<u>396,100</u>			85	258,700	296,500	<u>334,200</u>	<u>355,300</u>	<u>399,500</u>
		86		296,700	<u>333,300</u>	<u>354,300</u>	<u>396,600</u>			86		296,700	<u>334,600</u>	<u>355,600</u>	<u>400,000</u>
		87		296,900	<u>333,500</u>	<u>354,600</u>	<u>397,000</u>			87		296,900	<u>334,900</u>	<u>355,900</u>	<u>400,400</u>
		88		297,100	<u>333,800</u>	<u>354,900</u>	<u>397,400</u>			88		297,100	<u>335,200</u>	<u>356,200</u>	<u>400,800</u>
		89		297,500	<u>334,200</u>	<u>355,300</u>	<u>397,800</u>			89		297,500	<u>335,500</u>	<u>356,600</u>	<u>401,200</u>
		90		297,700	<u>334,600</u>	<u>355,600</u>	<u>398,300</u>			90		297,700	<u>335,700</u>	<u>356,900</u>	
		91		297,900	<u>334,900</u>	<u>355,900</u>	<u>398,700</u>			91		297,900	<u>336,100</u>	<u>357,200</u>	
		92		298,100	<u>335,200</u>	<u>356,200</u>	<u>399,100</u>			92		298,100	<u>336,400</u>	<u>357,500</u>	

改正前							改正後						
	93		298, 500	<u>335, 500</u>	<u>356, 600</u>	<u>399, 500</u>		93		298, 500	<u>336, 700</u>	<u>357, 800</u>	
	94		298, 700	<u>335, 700</u>	<u>356, 900</u>	<u>400, 000</u>		94		298, 700	<u>337, 000</u>	<u>358, 200</u>	
	95		298, 900	<u>336, 100</u>	<u>357, 200</u>	<u>400, 400</u>		95		298, 900	<u>337, 300</u>	<u>358, 600</u>	
	96		299, 200	<u>336, 400</u>	<u>357, 500</u>	<u>400, 800</u>		96		299, 200	<u>337, 600</u>	<u>359, 000</u>	
	97		299, 500	<u>336, 700</u>	<u>357, 800</u>	<u>401, 200</u>		97		299, 500	<u>337, 800</u>	<u>359, 600</u>	
	98		299, 700	<u>337, 000</u>	<u>358, 200</u>			98		299, 700	<u>338, 100</u>	<u>360, 000</u>	
	99		299, 900	<u>337, 300</u>	<u>358, 600</u>			99		299, 900	<u>338, 400</u>	<u>360, 400</u>	
	100		300, 200	<u>337, 600</u>	<u>359, 000</u>			100		300, 200	<u>338, 600</u>	<u>360, 800</u>	
	101		300, 500	<u>337, 800</u>	<u>359, 600</u>			101		300, 500	<u>338, 800</u>	<u>361, 300</u>	
	102		300, 700	<u>338, 100</u>	<u>360, 000</u>			102		300, 700	<u>339, 000</u>		
	103		300, 900	<u>338, 400</u>	<u>360, 400</u>			103		300, 900	<u>339, 400</u>		
	104		301, 200	<u>338, 600</u>	<u>360, 800</u>			104		301, 200	<u>339, 600</u>		
	105		301, 500	<u>338, 800</u>	<u>361, 300</u>			105		301, 500	<u>339, 800</u>		
	106			<u>339, 000</u>				106			<u>340, 200</u>		
	107			<u>339, 400</u>				107			<u>340, 600</u>		
	108			<u>339, 600</u>				108			<u>341, 000</u>		
	109			<u>339, 800</u>				109			<u>341, 200</u>		
	110			<u>340, 200</u>									
	111			<u>340, 600</u>									
	112			<u>341, 000</u>									
	113			<u>341, 200</u>									
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
		194, 700	221, 500	250, 300	264, 000	289, 800			194, 700	221, 500	250, 300	264, 000	289, 800
備考 [略]							備考 [略]						

改正前							改正後						
ウ 医療職給料表(3)							ウ 医療職給料表(3)						
職員の 区分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	209,100	242,300	<u>279,700</u>	<u>295,300</u>	<u>312,800</u>		1	209,100	242,300	<u>284,000</u>	<u>297,600</u>	<u>322,000</u>
	2	211,000	244,500	<u>280,800</u>	<u>295,900</u>	<u>314,100</u>		2	211,000	244,500	<u>284,500</u>	<u>298,200</u>	<u>323,000</u>
	3	212,900	246,700	<u>281,900</u>	<u>296,500</u>	<u>315,300</u>		3	212,900	246,700	<u>285,000</u>	<u>298,800</u>	<u>324,000</u>
	4	214,600	248,900	<u>283,000</u>	<u>297,000</u>	<u>316,400</u>		4	214,600	248,900	<u>285,500</u>	<u>299,300</u>	<u>325,000</u>
	5	216,300	251,100	<u>284,000</u>	<u>297,600</u>	<u>317,500</u>		5	216,300	251,100	<u>286,000</u>	<u>299,800</u>	<u>326,000</u>
	6	218,200	252,200	<u>284,500</u>	<u>298,200</u>	<u>318,600</u>		6	218,200	252,200	<u>286,500</u>	<u>300,400</u>	<u>327,300</u>
	7	220,000	253,100	<u>285,000</u>	<u>298,800</u>	<u>319,700</u>		7	220,000	253,100	<u>287,000</u>	<u>301,000</u>	<u>328,500</u>
	8	221,700	254,000	<u>285,500</u>	<u>299,300</u>	<u>320,900</u>		8	221,700	254,000	<u>287,500</u>	<u>301,500</u>	<u>329,700</u>
	9	223,400	254,900	<u>286,000</u>	<u>299,800</u>	<u>322,000</u>		9	223,400	254,900	<u>288,100</u>	<u>302,000</u>	<u>330,800</u>
	10	225,400	256,100	<u>286,500</u>	<u>300,400</u>	<u>323,000</u>		10	225,400	256,100	<u>288,600</u>	<u>302,600</u>	<u>332,000</u>
	11	227,400	257,300	<u>287,000</u>	<u>301,000</u>	<u>324,000</u>		11	227,400	257,300	<u>289,100</u>	<u>303,300</u>	<u>333,100</u>
	12	229,300	258,200	<u>287,500</u>	<u>301,500</u>	<u>325,000</u>		12	229,300	258,200	<u>289,600</u>	<u>303,800</u>	<u>334,300</u>
	13	231,200	259,000	<u>288,100</u>	<u>302,000</u>	<u>326,000</u>		13	231,200	259,000	<u>290,100</u>	<u>304,300</u>	<u>335,400</u>
	14	233,200	259,700	<u>288,600</u>	<u>302,600</u>	<u>327,300</u>		14	233,200	259,700	<u>290,600</u>	<u>305,000</u>	<u>336,600</u>
	15	235,200	260,400	<u>289,100</u>	<u>303,300</u>	<u>328,500</u>		15	235,200	260,400	<u>291,100</u>	<u>305,700</u>	<u>337,700</u>
	16	237,200	261,300	<u>289,600</u>	<u>303,800</u>	<u>329,700</u>		16	237,200	261,300	<u>291,600</u>	<u>306,400</u>	<u>338,800</u>
	17	239,300	262,400	<u>290,100</u>	<u>304,300</u>	<u>330,800</u>		17	239,300	262,400	<u>292,100</u>	<u>307,100</u>	<u>339,900</u>
	18	241,300	263,500	<u>290,600</u>	<u>305,000</u>	<u>332,000</u>		18	241,300	263,500	<u>292,600</u>	<u>308,000</u>	<u>341,100</u>
	19	243,400	264,700	<u>291,100</u>	<u>305,700</u>	<u>333,100</u>		19	243,400	264,700	<u>293,100</u>	<u>309,000</u>	<u>342,300</u>
	20	245,400	265,800	<u>291,600</u>	<u>306,400</u>	<u>334,300</u>		20	245,400	265,800	<u>293,600</u>	<u>309,900</u>	<u>343,400</u>
	21	247,300	266,900	<u>292,100</u>	<u>307,100</u>	<u>335,400</u>		21	247,300	266,900	<u>294,200</u>	<u>310,700</u>	<u>344,500</u>
	22	248,600	268,000	<u>292,600</u>	<u>308,000</u>	<u>336,600</u>		22	248,600	268,000	<u>294,700</u>	<u>311,600</u>	<u>345,700</u>
	23	249,800	269,100	<u>293,100</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>		23	249,800	269,100	<u>295,200</u>	<u>312,500</u>	<u>346,800</u>
	24	250,900	270,200	<u>293,600</u>	<u>309,900</u>	<u>338,800</u>		24	250,900	270,200	<u>295,700</u>	<u>313,400</u>	<u>347,900</u>

改正前								改正後							
		25	252,000	271,200	<u>294,200</u>	<u>310,700</u>	<u>339,900</u>			25	252,000	271,200	<u>296,200</u>	<u>314,200</u>	<u>349,000</u>
		26	252,900	272,400	<u>294,700</u>	<u>311,600</u>	<u>341,100</u>			26	252,900	272,400	<u>296,800</u>	<u>315,200</u>	<u>350,300</u>
		27	253,800	273,500	<u>295,200</u>	<u>312,500</u>	<u>342,300</u>			27	253,800	273,500	<u>297,600</u>	<u>316,100</u>	<u>351,700</u>
		28	254,700	274,500	<u>295,700</u>	<u>313,400</u>	<u>343,400</u>			28	254,700	274,500	<u>298,400</u>	<u>317,000</u>	<u>353,000</u>
		29	255,600	275,500	<u>296,200</u>	<u>314,200</u>	<u>344,500</u>			29	255,600	275,500	<u>299,200</u>	<u>317,800</u>	<u>354,200</u>
		30	256,400	276,200	<u>296,800</u>	<u>315,200</u>	<u>345,700</u>			30	256,400	276,200	<u>300,000</u>	<u>318,900</u>	<u>355,700</u>
		31	257,100	276,900	<u>297,600</u>	<u>316,100</u>	<u>346,800</u>			31	257,100	276,900	<u>300,800</u>	<u>320,000</u>	<u>357,200</u>
		32	257,800	277,600	<u>298,400</u>	<u>317,000</u>	<u>347,900</u>			32	257,800	277,600	<u>301,600</u>	<u>321,100</u>	<u>358,700</u>
		33	258,600	278,400	<u>299,200</u>	<u>317,800</u>	<u>349,000</u>			33	258,600	278,400	<u>302,300</u>	<u>322,300</u>	<u>359,900</u>
		34	259,400	279,000	<u>300,000</u>	<u>318,900</u>	<u>350,300</u>			34	259,400	279,000	<u>303,100</u>	<u>323,400</u>	<u>361,500</u>
		35	260,200	279,500	<u>300,800</u>	<u>320,000</u>	<u>351,700</u>			35	260,200	279,500	<u>303,900</u>	<u>324,500</u>	<u>362,900</u>
		36	260,900	280,000	<u>301,600</u>	<u>321,100</u>	<u>353,000</u>			36	260,900	280,000	<u>304,700</u>	<u>325,600</u>	<u>364,300</u>
		37	261,700	280,500	<u>302,300</u>	<u>322,300</u>	<u>354,200</u>			37	261,700	280,500	<u>305,500</u>	<u>326,700</u>	<u>365,700</u>
		38	262,600	281,100	<u>303,100</u>	<u>323,400</u>	<u>355,700</u>			38	262,600	281,100	<u>306,300</u>	<u>327,900</u>	<u>366,700</u>
		39	263,500	281,600	<u>303,900</u>	<u>324,500</u>	<u>357,200</u>			39	263,500	281,600	<u>307,100</u>	<u>329,000</u>	<u>368,100</u>
		40	264,300	282,100	<u>304,700</u>	<u>325,600</u>	<u>358,700</u>			40	264,300	282,100	<u>307,900</u>	<u>330,200</u>	<u>369,400</u>
		41	265,100	282,500	<u>305,500</u>	<u>326,700</u>	<u>359,900</u>			41	265,100	282,500	<u>308,600</u>	<u>331,000</u>	<u>370,700</u>
		42	266,000	283,000	<u>306,300</u>	<u>327,900</u>	<u>361,500</u>			42	266,000	283,000	<u>309,600</u>	<u>332,100</u>	<u>372,200</u>
		43	266,800	283,500	<u>307,100</u>	<u>329,000</u>	<u>362,900</u>			43	266,800	283,500	<u>310,600</u>	<u>333,200</u>	<u>373,500</u>
		44	267,600	284,000	<u>307,900</u>	<u>330,200</u>	<u>364,300</u>			44	267,600	284,000	<u>311,600</u>	<u>334,200</u>	<u>374,800</u>
		45	268,400	284,600	<u>308,600</u>	<u>331,000</u>	<u>365,700</u>			45	268,400	284,600	<u>312,500</u>	<u>335,200</u>	<u>376,300</u>
		46	269,200	285,100	<u>309,600</u>	<u>332,100</u>	<u>366,700</u>			46	269,200	285,100	<u>313,500</u>	<u>336,200</u>	<u>377,500</u>
		47	269,900	285,600	<u>310,600</u>	<u>333,200</u>	<u>368,100</u>			47	269,900	285,600	<u>314,500</u>	<u>337,200</u>	<u>378,600</u>
		48	270,500	286,100	<u>311,600</u>	<u>334,200</u>	<u>369,400</u>			48	270,500	286,100	<u>315,400</u>	<u>338,200</u>	<u>379,800</u>
		49	271,100	286,600	<u>312,500</u>	<u>335,200</u>	<u>370,700</u>			49	271,100	286,600	<u>316,300</u>	<u>339,500</u>	<u>380,900</u>
		50	271,600	287,100	<u>313,500</u>	<u>336,200</u>	<u>372,200</u>			50	271,600	287,100	<u>317,300</u>	<u>340,800</u>	<u>381,800</u>

改正前								改正後							
		51	272, 100	287, 600	<u>314, 500</u>	<u>337, 200</u>	<u>373, 500</u>			51	272, 100	287, 600	<u>318, 300</u>	<u>342, 000</u>	<u>382, 900</u>
		52	272, 500	288, 100	<u>315, 400</u>	<u>338, 200</u>	<u>374, 800</u>			52	272, 500	288, 100	<u>319, 400</u>	<u>343, 200</u>	<u>383, 800</u>
		53	272, 900	288, 600	<u>316, 300</u>	<u>339, 500</u>	<u>376, 300</u>			53	272, 900	288, 600	<u>320, 200</u>	<u>344, 100</u>	<u>384, 400</u>
		54	273, 400	289, 200	<u>317, 300</u>	<u>340, 800</u>	<u>377, 500</u>			54	273, 400	289, 200	<u>321, 200</u>	<u>345, 300</u>	<u>385, 200</u>
		55	274, 000	289, 700	<u>318, 300</u>	<u>342, 000</u>	<u>378, 600</u>			55	274, 000	289, 700	<u>322, 200</u>	<u>346, 400</u>	<u>386, 000</u>
		56	274, 400	290, 200	<u>319, 400</u>	<u>343, 200</u>	<u>379, 800</u>			56	274, 400	290, 200	<u>323, 100</u>	<u>347, 700</u>	<u>386, 800</u>
		57	274, 800	290, 700	<u>320, 200</u>	<u>344, 100</u>	<u>380, 900</u>			57	274, 800	290, 700	<u>324, 000</u>	<u>348, 700</u>	<u>387, 500</u>
		58	275, 200	291, 500	<u>321, 200</u>	<u>345, 300</u>	<u>381, 800</u>			58	275, 200	291, 500	<u>325, 000</u>	<u>349, 700</u>	<u>388, 200</u>
		59	275, 600	292, 300	<u>322, 200</u>	<u>346, 400</u>	<u>382, 900</u>			59	275, 600	292, 300	<u>326, 000</u>	<u>350, 800</u>	<u>388, 900</u>
		60	276, 000	293, 000	<u>323, 100</u>	<u>347, 700</u>	<u>383, 800</u>			60	276, 000	293, 000	<u>326, 900</u>	<u>352, 000</u>	<u>389, 500</u>
		61	276, 400	293, 800	<u>324, 000</u>	<u>348, 700</u>	<u>384, 400</u>			61	276, 400	293, 800	<u>327, 900</u>	<u>353, 100</u>	<u>390, 100</u>
		62	276, 800	294, 700	<u>325, 000</u>	<u>349, 700</u>	<u>385, 200</u>			62	276, 800	294, 700	<u>329, 100</u>	<u>354, 300</u>	<u>390, 700</u>
		63	277, 200	295, 600	<u>326, 000</u>	<u>350, 800</u>	<u>386, 000</u>			63	277, 200	295, 600	<u>330, 300</u>	<u>355, 500</u>	<u>391, 400</u>
		64	277, 600	296, 400	<u>326, 900</u>	<u>352, 000</u>	<u>386, 800</u>			64	277, 600	296, 400	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>392, 000</u>
		65	278, 000	297, 200	<u>327, 900</u>	<u>353, 100</u>	<u>387, 500</u>			65	278, 000	297, 200	<u>332, 200</u>	<u>357, 500</u>	<u>392, 700</u>
		66	278, 400	298, 100	<u>329, 100</u>	<u>354, 300</u>	<u>388, 200</u>			66	278, 400	298, 100	<u>333, 300</u>	<u>358, 500</u>	<u>393, 200</u>
		67	278, 900	298, 900	<u>330, 300</u>	<u>355, 500</u>	<u>388, 900</u>			67	278, 900	298, 900	<u>334, 400</u>	<u>359, 600</u>	<u>393, 900</u>
		68	279, 300	299, 700	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>389, 500</u>			68	279, 300	299, 700	<u>335, 300</u>	<u>360, 800</u>	<u>394, 400</u>
		69	279, 700	300, 600	<u>332, 200</u>	<u>357, 500</u>	<u>390, 100</u>			69	279, 700	300, 600	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>394, 800</u>
		70	280, 200	301, 500	<u>333, 300</u>	<u>358, 500</u>	<u>390, 700</u>			70	280, 200	301, 500	<u>337, 100</u>	<u>362, 700</u>	<u>395, 400</u>
		71	280, 700	302, 400	<u>334, 400</u>	<u>359, 600</u>	<u>391, 400</u>			71	280, 700	302, 400	<u>338, 300</u>	<u>363, 800</u>	<u>395, 900</u>
		72	281, 100	303, 300	<u>335, 300</u>	<u>360, 800</u>	<u>392, 000</u>			72	281, 100	303, 300	<u>339, 400</u>	<u>364, 800</u>	<u>396, 200</u>
		73	281, 500	304, 200	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>392, 700</u>			73	281, 500	304, 200	<u>340, 500</u>	<u>365, 500</u>	<u>396, 500</u>
		74	282, 100	305, 100	<u>337, 100</u>	<u>362, 700</u>	<u>393, 200</u>			74	282, 100	305, 100	<u>341, 700</u>	<u>366, 300</u>	<u>397, 000</u>
		75	282, 700	306, 000	<u>338, 300</u>	<u>363, 800</u>	<u>393, 900</u>			75	282, 700	306, 000	<u>342, 800</u>	<u>367, 100</u>	<u>397, 400</u>
		76	283, 300	306, 900	<u>339, 400</u>	<u>364, 800</u>	<u>394, 400</u>			76	283, 300	306, 900	<u>343, 900</u>	<u>367, 800</u>	<u>397, 700</u>

改正前							改正後						
77	283,800	307,800	<u>340,500</u>	<u>365,500</u>	<u>394,800</u>		77	283,800	307,800	<u>345,000</u>	<u>368,400</u>	<u>398,000</u>	
78	284,400	308,800	<u>341,700</u>	<u>366,300</u>	<u>395,400</u>		78	284,400	308,800	<u>346,100</u>	<u>368,900</u>	<u>398,500</u>	
79	285,000	309,800	<u>342,800</u>	<u>367,100</u>	<u>395,900</u>		79	285,000	309,800	<u>347,100</u>	<u>369,400</u>	<u>399,000</u>	
80	285,500	310,700	<u>343,900</u>	<u>367,800</u>	<u>396,200</u>		80	285,500	310,700	<u>348,200</u>	<u>369,900</u>	<u>399,400</u>	
81	286,000	311,200	<u>345,000</u>	<u>368,400</u>	<u>396,500</u>		81	286,000	311,200	<u>349,200</u>	<u>370,500</u>	<u>399,700</u>	
82	286,500	312,100	<u>346,100</u>	<u>368,900</u>	<u>397,000</u>		82	286,500	312,100	<u>350,200</u>	<u>371,100</u>	<u>400,100</u>	
83	287,000	313,000	<u>347,100</u>	<u>369,400</u>	<u>397,400</u>		83	287,000	313,000	<u>351,100</u>	<u>371,600</u>	<u>400,600</u>	
84	287,500	313,800	<u>348,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,700</u>		84	287,500	313,800	<u>352,100</u>	<u>372,100</u>	<u>401,000</u>	
85	288,000	314,600	<u>349,200</u>	<u>370,500</u>	<u>398,000</u>		85	288,000	314,600	<u>353,000</u>	<u>372,500</u>	<u>401,400</u>	
86	288,600	315,600	<u>350,200</u>	<u>371,100</u>	<u>398,500</u>		86	288,600	315,600	<u>353,800</u>	<u>372,900</u>	<u>401,800</u>	
87	289,100	316,700	<u>351,100</u>	<u>371,600</u>	<u>399,000</u>		87	289,100	316,700	<u>354,600</u>	<u>373,500</u>	<u>402,300</u>	
88	289,600	317,700	<u>352,100</u>	<u>372,100</u>	<u>399,400</u>		88	289,600	317,700	<u>355,400</u>	<u>374,000</u>	<u>402,700</u>	
89	290,100	318,600	<u>353,000</u>	<u>372,500</u>	<u>399,700</u>		89	290,100	318,600	<u>356,000</u>	<u>374,300</u>	<u>403,100</u>	
90	290,600	319,700	<u>353,800</u>	<u>372,900</u>	<u>400,100</u>		90	290,600	319,700	<u>356,600</u>	<u>374,800</u>	<u>403,500</u>	
91	291,100	320,700	<u>354,600</u>	<u>373,500</u>	<u>400,600</u>		91	291,100	320,700	<u>357,200</u>	<u>375,200</u>	<u>404,000</u>	
92	291,600	321,700	<u>355,400</u>	<u>374,000</u>	<u>401,000</u>		92	291,600	321,700	<u>357,800</u>	<u>375,500</u>	<u>404,400</u>	
93	292,100	322,500	<u>356,000</u>	<u>374,300</u>	<u>401,400</u>		93	292,100	322,500	<u>358,200</u>	<u>376,100</u>	<u>404,900</u>	
94	292,700	323,200	<u>356,600</u>	<u>374,800</u>	<u>401,800</u>		94	292,700	323,200	<u>358,600</u>	<u>376,600</u>	<u>405,300</u>	
95	293,300	323,900	<u>357,200</u>	<u>375,200</u>	<u>402,300</u>		95	293,300	323,900	<u>359,100</u>	<u>377,100</u>	<u>405,800</u>	
96	293,900	324,500	<u>357,800</u>	<u>375,500</u>	<u>402,700</u>		96	293,900	324,500	<u>359,600</u>	<u>377,600</u>	<u>406,200</u>	
97	294,500	325,000	<u>358,200</u>	<u>376,100</u>	<u>403,100</u>		97	294,500	325,000	<u>360,100</u>	<u>378,200</u>	<u>406,600</u>	
98	295,100	325,300	<u>358,600</u>	<u>376,600</u>	<u>403,500</u>		98	295,100	325,300	<u>360,500</u>	<u>378,700</u>		
99	295,600	326,000	<u>359,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,000</u>		99	295,600	326,000	<u>361,000</u>	<u>379,200</u>		
100	296,100	326,600	<u>359,600</u>	<u>377,600</u>	<u>404,400</u>		100	296,100	326,600	<u>361,400</u>	<u>379,600</u>		
101	296,600	327,000	<u>360,100</u>	<u>378,200</u>	<u>404,900</u>		101	296,600	327,000	<u>361,700</u>	<u>380,200</u>		
102	297,100	327,600	<u>360,500</u>	<u>378,700</u>	<u>405,300</u>		102	297,100	327,600	<u>362,200</u>	<u>380,700</u>		
103	297,600	328,200	<u>361,000</u>	<u>379,200</u>	<u>405,800</u>		103	297,600	328,200	<u>362,600</u>	<u>381,200</u>		

改正前								改正後							
		104	298,000	328,700	<u>361,400</u>	<u>379,600</u>	<u>406,200</u>			104	298,000	328,700	<u>362,900</u>	<u>381,700</u>	
		105	298,400	329,100	<u>361,700</u>	<u>380,200</u>	<u>406,600</u>			105	298,400	329,100	<u>363,300</u>	<u>382,400</u>	
		106	298,900	329,600	<u>362,200</u>	<u>380,700</u>				106	298,900	329,600	<u>363,800</u>	<u>382,800</u>	
		107	299,400	330,100	<u>362,600</u>	<u>381,200</u>				107	299,400	330,100	<u>364,300</u>	<u>383,300</u>	
		108	299,700	330,600	<u>362,900</u>	<u>381,700</u>				108	299,700	330,600	<u>364,800</u>	<u>383,800</u>	
		109	299,900	331,000	<u>363,300</u>	<u>382,400</u>				109	299,900	331,000	<u>365,300</u>	<u>384,400</u>	
		110	300,200	331,400	<u>363,800</u>	<u>382,800</u>				110	300,200	331,400	<u>365,800</u>		
		111	300,400	331,700	<u>364,300</u>	<u>383,300</u>				111	300,400	331,700	<u>366,300</u>		
		112	300,700	332,000	<u>364,800</u>	<u>383,800</u>				112	300,700	332,000	<u>366,700</u>		
		113	301,000	332,300	<u>365,300</u>	<u>384,400</u>				113	301,000	332,300	<u>367,100</u>		
		114	301,200	332,700	<u>365,800</u>					114	301,200	332,700	<u>367,500</u>		
		115	301,500	333,000	<u>366,300</u>					115	301,500	333,000	<u>368,000</u>		
		116	301,700	333,300	<u>366,700</u>					116	301,700	333,300	<u>368,500</u>		
		117	302,000	333,500	<u>367,100</u>					117	302,000	333,500	<u>368,900</u>		
		118	302,300	333,800	<u>367,500</u>					118	302,300	333,800	<u>369,400</u>		
		119	302,600	334,100	<u>368,000</u>					119	302,600	334,100	<u>369,900</u>		
		120	303,000	334,300	<u>368,500</u>					120	303,000	334,300	<u>370,400</u>		
		121	303,300	334,500	<u>368,900</u>					121	303,300	334,500	<u>370,800</u>		
		122	303,700	334,800	<u>369,400</u>					122	303,700	334,800			
		123	304,000	335,100	<u>369,900</u>					123	304,000	335,100			
		124	304,300	335,400	<u>370,400</u>					124	304,300	335,400			
		125	304,500	335,600	<u>370,800</u>					125	304,500	335,600			
		126	304,700	335,900						126	304,700	335,900			
		127	305,000	336,300						127	305,000	336,300			

改正前								改正後							
		128	305, 400	336, 500						128	305, 400	336, 500			
		129	305, 600	336, 800						129	305, 600	336, 800			
		130	305, 900	337, 000						130	305, 900	337, 000			
		131	306, 300	337, 400						131	306, 300	337, 400			
		132	306, 700	337, 600						132	306, 700	337, 600			
		133	306, 900	337, 900						133	306, 900	337, 900			
		134	307, 200	338, 300						134	307, 200	338, 300			
		135	307, 500	338, 700						135	307, 500	338, 700			
		136	307, 800	339, 100						136	307, 800	339, 100			
		137	308, 000	339, 400						137	308, 000	339, 400			
		138	308, 300	339, 800						138	308, 300	339, 800			
		139	308, 600	340, 200						139	308, 600	340, 200			
		140	308, 900	340, 600						140	308, 900	340, 600			
		141	309, 100	340, 900						141	309, 100	340, 900			
		142	309, 500	341, 300						142	309, 500	341, 300			
		143	309, 900	341, 600						143	309, 900	341, 600			
		144	310, 200	342, 000						144	310, 200	342, 000			
		145	310, 400	342, 300						145	310, 400	342, 300			
		146	310, 600	342, 700						146	310, 600	342, 700			
		147	310, 900	343, 100						147	310, 900	343, 100			
		148	311, 300	343, 500						148	311, 300	343, 500			
		149	311, 500	343, 800						149	311, 500	343, 800			
		150	311, 700	344, 200						150	311, 700	344, 200			
		151	312, 000	344, 600						151	312, 000	344, 600			

改正前								改正後								
		152	312,300	345,000						152	312,300	345,000				
		153	312,700	345,300						153	312,700	345,300				
		154	312,900							154	312,900					
		155	313,100							155	313,100					
		156	313,400							156	313,400					
		157	313,700							157	313,700					
		158	314,100							158	314,100					
		159	314,400							159	314,400					
		160	314,700							160	314,700					
		161	315,100							161	315,100					
		162	315,400							162	315,400					
		163	315,700							163	315,700					
		164	316,000							164	316,000					
		165	316,400							165	316,400					
		166	316,700							166	316,700					
		167	317,000							167	317,000					
		168	317,300							168	317,300					
		169	317,700							169	317,700					
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
			円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	
			241,800	262,500	269,900	280,300	296,900				241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	
備考 [略]								備考 [略]								
備考 改正部分は、下線の部分である。																

(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年大船渡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～7 [略] 8 給与条例第5条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第8条の2、<u>第8条の4、第9条、第10条、第10条の5並びに第10条の6並びに改正後の給与条例第5条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 9 [略]	附 則 1～7 [略] 8 給与条例第5条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第8条の2並びに<u>第9条並びに改正後の給与条例第5条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u> 9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 [略] 2～3 [略] <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> <u>(特定任期付企業職員の特定任期付職員業績手当)</u> <u>第8条 地方公営企業の管理者は、第2条第1項の規定に基づき任期を定めて企業職員として採用された職員（以下「特定任期付企業職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u> (給与条例の適用除外等) 第9条 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、<u>第8条から第10条まで及び第19条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。	(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 [略] 2～3 [略] <u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定に基づく給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第8条 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条<u>及び第8条から第9条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</u>

改正前	改正後
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の5、第14条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の5中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）」と、給与条例第14条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3 給与条例第8条の2、第8条の4から第10条まで、第10条の3、第10条の5及び第10条の6の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 （企業職員給与条例の適用除外等） <u>第10条</u> 大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和63年大船渡市条例第4号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条から第7条まで、<u>第11条から第13条まで及び第16条の規定は、特定任期付企業職員には適用しない。</u> 2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条第3項及び第14条の2の規定の適用については、<u>企業職員給与条例第2条第3項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、企業職員給与条例第14条の2中「職員」とあるのは「職員（大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）」とする。</u> 3 [略] （補則） <u>第11条</u> [略]	2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の5、第14条の2第1項、第18条第2項及び第19条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の5中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）」と、給与条例第14条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 3 給与条例第8条の2、第8条の4、<u>第9条</u>、第10条の3、第10条の5、<u>第10条の6及び第20条</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 （企業職員給与条例の適用除外等） <u>第9条</u> 大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和63年大船渡市条例第4号。以下「企業職員給与条例」という。）第4条から第7条まで<u>及び第11条から第13条までの規定は、第2条第1項の規定に基づき任期を定めて企業職員として採用された職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には適用しない。</u> 2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第14条の2の規定の適用については、企業職員給与条例第14条の2中「職員」とあるのは「職員（大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）」とする。 3 [略] （補則） <u>第10条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において大船渡市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(次項において「改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者
第3項	13,000円 とする	11,500円 、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 施行日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第10条の4第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 7 大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和63年大船渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 [略] 2 [略] 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当とする。	(給与の種類) 第2条 [略] 2 [略] 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 <u>寒冷地手当</u> 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当とする。

改正前	改正後
(扶養手当) 第6条 〔略〕 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6) 〔略〕</u> (住居手当) 第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 〔略〕 (2) 第8条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの 第10条 削除 (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務した場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定の職員についての適用除外) 第21条 第5条、<u>第6条及び第7条</u>の規定は、大船渡市職員の定年等に関する	(扶養手当) 第6条 〔略〕 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1)～(5) 〔略〕</u> (住居手当) 第7条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 〔略〕 (2) 第8条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅（市長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの <u>(寒冷地手当)</u> 第10条 <u>寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在職する職員に対して支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第14条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務をした場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (特定の職員についての適用除外) 第21条 第5条<u>及び第6条</u>の規定は、大船渡市職員の定年等に関する条例第

改正前	改正後
る条例第12条の規定により採用された職員には適用しない。 2 [略]	12条の規定により採用された職員には適用しない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(企業職員の扶養手当に関する経過措置)

- 8 前項の規定による大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に伴う企業職員の扶養手当に関する経過措置については、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が定める。

(公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例の一部改正)

- 9 公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例（平成14年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(派遣職員の給与) 第4条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能職員等（同附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (企業職員又は技能職員等である派遣職員の給与の種類) 第7条 法第6条第2項に規定する場合には、企業職員又は技能職員等である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。	(派遣職員の給与) 第4条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能職員等（同附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (企業職員又は技能職員等である派遣職員の給与の種類) 第7条 法第6条第2項に規定する場合には、企業職員又は技能職員等である派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u>期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当</u>を支給することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則別表 職員の号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22

39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	

74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70		
79	75	71	71		
80	76	72	72		
81	77	73	73		
82	78	74	74		
83	79	75	75		
84	80	76	76		
85	81	77	77		
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				

109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	

28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	

63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24

33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59

68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	86
95	91	91	87
96	92	92	88
97	93	93	89
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	

103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13

22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48

57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83

92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	86
95	91	91	87
96	92	92	88
97	93	93	89
98	94	94	90
99	95	95	91
100	96	96	92
101	97	97	93
102	98	98	94
103	99	99	95
104	100	100	96
105	101	101	97
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

議案第14号(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第2条	給与の種類に、寒冷地手当を加えるものである。
第8条の4	単身赴任手当を支給され、かつ、配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員に支給される住居手当について、配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含めるものである。
第9条	扶養手当の対象となる扶養親族から配偶者を削るほか、子の扶養手当の額を増額改定すること等を定めるものである。
第10条	扶養手当の届出、支給の開始又は終了の時期等に係る規定を削除するものである。
第10条の4	地域手当について、級地の区分を5段階に改めるとともに、支給割合を改定するものである。
第14条の2	週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の対象となる勤務時間を、午後10時から翌日の午前5時までの間とすること等を定めるものである。
第20条	寒冷地手当の支給について定めるものである。
第21条	定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当、当該職員が医師である場合に地域手当を支給すること等を定めるものである。
第23条	結核性疾患又は私傷病による休職者に支給できる給与の種類に、寒冷地手当を加えるものである。
第24条	単純労務者の給与の種類に、寒冷地手当を加えるものである。
別表第1	行政職給料表の号給構成等を改めるものである。
別表第2	医療職給料表の号給構成等を改めるものである。

第2条(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

条 項	要 旨
附則第8項	暫定再任用職員に対し、住居手当、当該職員が医師である場合に地域手当を支給すること等を定めるものである。

第3条(大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第7条	特定任期付職員業績手当を廃止すること等を定めるものである。

条 項	要 旨
第 8 条	条項を整理するとともに、特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給すること等を定めるものである。
第 9 条	条項を整理するとともに、特定任期付企業職員に対し、勤勉手当を支給すること等を定めるものである。
第10条	条項を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第 1 項	この条例の施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とするものである。
第 2 項	この条例の施行に伴う号給の切替えについて定めるものである。
第 3 項	この条例の施行日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整について定めるものである。
第 4 項	令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置を定めるものである。
第 5 項	令和10年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置を定めるものである。
第 6 項	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。
第 7 項	大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、給与条例の改正内容に準じ、文言を整理するものである。
第 8 項	企業職員の扶養手当に関する経過措置を定めるものである。
第 9 項	公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例の一部を改正し、派遣職員に支給できる給与の種類に、寒冷地手当を加えるものである。

議案第15号

大船渡市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

本市が寒冷地手当の支給対象地域に指定されたことに伴い、岩手県の例に準じて、常勤の特別職の職員に寒冷地手当を支給しようとするものです。

大船渡市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 特別職の職員の受ける給与は、市長、副市長及び教育長にあつては給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とし、臨時の職にあつては給料及び通勤手当とする。	第2条 特別職の職員の受ける給与は、市長、副市長及び教育長にあつては給料、通勤手当、 <u>寒冷地手当</u> 、期末手当及び退職手当とし、臨時の職にあつては給料及び通勤手当とする。
第4条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）の適用を受ける職員の給与の規定を準用する。ただし、同条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。	第4条 特別職の職員の通勤手当、 <u>寒冷地手当</u> 及び期末手当の支給については、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）の適用を受ける職員の給与の規定を準用する。ただし、同条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号(大船渡市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	給与の種類に、寒冷地手当を加えるものである。
第4条	寒冷地手当の支給について、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の規定を準用することを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものである。

議案第16号

大船渡市税条例及び大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市税条例及び大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市税条例及び大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(大船渡市税条例の一部改正)

第1条 大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4)～(5) [略]	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。 (4)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

改正前	改正後
(5)～(6) [略]	(5)～(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号(大船渡市税条例及び大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条（大船渡市税条例の一部改正）

条 項	要 旨
第2条	文言を整理するものである。

第2条（大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

条 項	要 旨
第2条	文言を整理するものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものである。

議案第17号

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に

関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第1子の満3歳未満児に係る特定教育・保育施設等の利用者負担額を無償としようとするものです。

大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) <u>保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)</u>第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育の利用に係る認定をいう。 (8) <u>保育短時間認定 施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)</u>の保育の利用に係る認定をいう。 (利用者負担額) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号の政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。）は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>教育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「施行令」という。)</u>第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。)<u>又は満3歳以上保育認定子ども(同項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)</u>に係る利用者負担額は、0円とする。 (2) <u>満3歳未満保育認定子ども(施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。)</u>に係る利用者負担額は、別表第1のとおりとする。 (保育料の徴収) 第4条 <u>市長は、市が設置する特定教育・保育施設(大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例(平成27年大船渡市条例第17号)第2条の表に掲げ</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (利用者負担額) 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額（法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号の政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。）は、<u>0円とする。</u>

改正前	改正後
<u>るこども園をいう。以下同じ。)</u>において<u>教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から使用料として前条に定める額の保育料を徴収するものとする。</u> (延長保育料の徴収) 第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において実施する延長保育を受けた<u>保育短時間認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から使用料として1日当たり100円の延長保育料を徴収する。ただし、1月当たりの延長保育料は、1,000円を限度とする。</u> (一時保育料の徴収) 第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において実施する一時保育を受けた子どもの扶養義務者等から使用料として<u>別表第2</u>に定める一時保育料を徴収する。 (保育料等の減免) 第7条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により<u>保育料、延長保育料及び一時保育料</u>（以下「<u>保育料等</u>」という。）を支払うことが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。 (保育料等の納期) 第8条 市長が徴収する保育料等の納期は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。 (1) <u>保育料</u> 毎月25日 (2)～(3) [略] (委任) 第9条 [略]	(延長保育料の徴収) 第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設（<u>大船渡市立幼保連携型認定こども園設置条例（平成27年大船渡市条例第17号）第2条の表に掲げるこども園をいう。次条において同じ。）</u>において実施する延長保育を受けた<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から使用料として1日当たり100円の延長保育料を徴収する。ただし、1月当たりの延長保育料は、1,000円を限度とする。</u> (一時保育料の徴収) 第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において実施する一時保育を受けた子どもの扶養義務者等から使用料として<u>別表</u>に定める一時保育料を徴収する。 (延長保育料等の減免) 第6条 市長は、教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により延長保育料及び一時保育料（以下「<u>延長保育料等</u>」という。）を支払うことが困難と認められるときは、これを減額し、又は免除することができる。 (延長保育料等の納期) 第7条 市長が徴収する<u>延長保育料等</u>の納期は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。 (1)～(2) [略] (委任) 第8条 [略]

改正前			改正後		
附 則 1～2 [略] (特定保育所における利用者負担額の特例) 3 当分の間、法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときの法附則第6条第4項に規定する保育認定子どもの年齢等に応じて定める額(次項において「特例利用者負担額」という。)は、第3条に規定するところによる。 4 第7条及び第8条の規定は、特例利用者負担額について準用する。 (法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の特例) 5 当分の間、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額(法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として市が定める額をいう。)は、0円とする。			附 則 1～2 [略] (特定保育所における利用者負担額の特例) 3 当分の間、法附則第6条第1項の規定により教育・保育給付認定子どもが特定保育所(同項に規定する特定保育所をいう。)から特定教育・保育(保育に限る。)を受けたときの法附則第6条第4項に規定する保育認定子どもの年齢等に応じて定める額(次項において「特例利用者負担額」という。)は、<u>0円とする。</u> 4 <u>第6条及び第7条</u>の規定は、特例利用者負担額について準用する。 (法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の特例) 5 当分の間、<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額(法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)若しくはロ(1)の政令で定める額を限度として市が定める額をいう。)は、0円とする。		
別表第1 (第3条関係)					
各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額			
階層区分	定義	が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額(単位 円)			
A	生活保護世帯等	0			
		0			
B 1	A階層を除き、当該年度分(4月分から8月分までにあっては、前年度分。以下同じ。)	0			
		0			
B 2	均等割の額のみ の市町村民税の額	14,600			
	市町村民税非課税世帯 (所得割の額のない世帯)				

改正前				改正後	
	の区分が次の区分に該当する世帯)		14,400		
C 1	A及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	11,700円未満	15,600		
C 2		11,700円以上48,600円未満	17,100		
C 3		48,600円以上56,000円未満	21,600		
C 4		56,000円以上57,700円未満	24,100		
C 5		57,700円以上77,101円未満	24,100		
C 6		77,101円以上80,000円未満	24,100		
C 7		80,000円以上97,000円未満	26,100		
C 8		97,000円以上110,000円未満	29,600		
C 9		110,000円以上116,000円未満	35,600		
C10		116,000円以上169,000円未満	39,600		
C11		169,000円以上301,000円未満	39,600		
C12		301,000円以上397,000円未満	39,600		
C13		397,000円以上	39,000		

備考

1 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割

改正前	改正後																							
を除くものとし、この所得割を計算するには、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 備考1に定めるもののほか、所得割の額については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算するものとする。 3 特定世帯(教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又は施行規則第22条各号に規定する者のいずれかに該当する場合のこれらの者の属する世帯をいう。以下同じ。)に該当する場合であって、当該特定世帯が次の表に掲げる階層に認定されたときは、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる利用者負担額とする。																								
<table><tr><th rowspan="2">階層区分</th><th colspan="2">利用者負担額の月額(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)(単位 円)</th></tr><tr><th>第1子の場合</th><th>第2子以降の場合</th></tr><tr><td rowspan="2">B 2 階層</td><td>5,600</td><td>0</td></tr><tr><td>5,600</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">C 1 階層</td><td>5,600</td><td>0</td></tr><tr><td>5,600</td><td>0</td></tr><tr><td rowspan="2">C 2 階層</td><td>5,600</td><td>0</td></tr><tr><td>5,600</td><td>0</td></tr><tr><td>C 3 階層</td><td>5,600</td><td>0</td></tr></table>	階層区分	利用者負担額の月額(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)(単位 円)		第1子の場合	第2子以降の場合	B 2 階層	5,600	0	5,600	0	C 1 階層	5,600	0	5,600	0	C 2 階層	5,600	0	5,600	0	C 3 階層	5,600	0	
階層区分		利用者負担額の月額(各階層区分の上段が保育標準時間認定を受けた場合、下段が保育短時間認定を受けた場合の金額)(単位 円)																						
	第1子の場合	第2子以降の場合																						
B 2 階層	5,600	0																						
	5,600	0																						
C 1 階層	5,600	0																						
	5,600	0																						
C 2 階層	5,600	0																						
	5,600	0																						
C 3 階層	5,600	0																						

改正前				改正後	
		5,600	0		
C 4 階層		5,600	0		
		5,600	0		
C 5 階層		5,600	0		
		5,600	0		
<u>4 B 2 階層から C 13 階層までの世帯であって、教育・保育給付認定保護者が特定被監護者等(施行令第 14 条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)を 2 人以上有する場合における教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等のうち年齢が高い者から数えて 2 番目以降の者である場合は 0 円とする。</u>					
<u>5 B 2 階層から C 13 階層までの世帯に属する第 3 子以降の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、0 円とする。</u>					
<u>別表第 2 (第 6 条関係)</u>				<u>別表 (第 5 条関係)</u>	
[略]				[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 3 条及び附則第 3 項の規定は、令和 7 年 4 月分以後の利用者負担額及び特例利用者負担額(以下「利用者負担額等」という。)について適用し、同年 3 月分までの利用者負担額等については、なお従前の例による。

議案第17号(大船渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第2条	この条例における用語の意義から、保育標準時間認定及び保育短時間認定を削るものである。
第3条	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を0円とするものである。
第4条	条項を整理するとともに、延長保育の対象を教育・保育給付認定子どもとするものである。
第5条	条項を整理するとともに、文言を整理するものである。
第6条	条項を整理するとともに、保育料を減免の対象から除外すること等を定めるものである。
第7条	条項を整理するとともに、保育料の納期に係る規定を削ること等を定めるものである。
第8条	条項を整理するものである。
附則第3項	当分の間、特定保育所の利用者負担額を0円とするものである。
附則第4項	文言を整理するものである。
附則第5項	文言を整理するものである。
別表	文言を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものである。
第2項	改正後の条例の規定は、令和7年4月分以後の利用者負担額及び特例利用者負担額に適用するものである。

議案第18号

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例について

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

田中団地16戸を廃止しようとするものです。

大船渡市営住宅条例の一部を改正する条例

大船渡市営住宅条例（平成9年大船渡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	建設年度	構造	戸数	位置	名称	建設年度	構造	戸数	位置
[略]					[略]				
上山東アパート	[略]				上山東アパート	[略]			
田中団地	昭和28年度	簡易耐火構造 2階建	16	大船渡市大船渡町 字明神前19番地3	田中南アパート	[略]			
田中南アパート	[略]				[略]				
[略]									
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

大船渡市緑地広場の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市緑地広場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 大船渡市緑地広場（大船渡市永浜地区緑地広場） |
| 2 | 指定管理者 | 住所 大船渡市赤崎町字大立26番地 6
名称 永浜契約会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31日まで |

提案理由

大船渡市緑地広場の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市緑地広場の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市永浜地区緑地広場
- 2 指定管理者候補者
永浜契约会
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
無
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。
- 9 指定管理料提案額
無

議案第20号

大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所の指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて

大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所（永浜地域集会所） |
| 2 | 指定管理者 | 住所 大船渡市赤崎町字大立38番地 3
名称 永浜地域公民館 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31日まで |

提案理由

大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市防災集団移転住宅団地内集会所の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
永浜地域集会所
- 2 指定管理者候補者
永浜地域公民館
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
無
- 6 公募、非公募の別
非公募
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 主な選定理由
地域住民が使用する施設であり、施設の効果的な管理運営を行うためには、地域住民で組織する地域公民館等が指定管理者として管理することが最も適していると認められるため。
- 9 指定管理料提案額
無

議案第21号

大船渡市立図書館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

大船渡市立図書館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 大船渡市立図書館 |
| 2 | 指定管理者 | 住所 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
名称 株式会社図書館流通センター |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31日まで |

提案理由

大船渡市立図書館の指定管理者を指定しようとするものです。

大船渡市立図書館の指定管理者候補者の選定について

- 1 施設の名称
大船渡市立図書館
- 2 指定管理者候補者
株式会社図書館流通センター
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定管理者制度導入の種別
継続（指定期間の満了による更新）
- 5 指定管理料の有無
有
- 6 公募、非公募の別
公募（申請団体数 3団体）
- 7 新規、再指定の別
再指定
- 8 選定基準及び評価項目
 - (1) 選定基準
 - ア 施設の設置目的を達成できること。
 - イ 利用者の平等利用が確保できること。
 - ウ 施設の効用を最大限に発揮するとともに、経費の節減を図ることができること。
 - エ 事業計画に沿った管理を安定して確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。
 - (2) 評価項目
 - ア 施設の平等利用と利用促進について
 - (ア) 施設の利用促進についての基本的な考え方
 - (イ) 利用者の利便性を高めるための具体的な方策
 - (ウ) 障害者や高齢者の方への対応
 - (エ) 計画している自主事業の内容
 - イ サービスの向上について
 - (ア) サービスの向上についての基本的な考え方
 - (イ) 利用者の意見、要望の把握と管理運営への反映
 - (ウ) 利用者からの苦情への対応

- (エ) 施設の利用時間、休館日等の設定
- ウ 施設の管理運営について
 - (ア) 効率的、効果的に管理運営するための基本的な考え方
 - (イ) 再委託を予定している業務
 - (ロ) 再委託した業務の点検と管理の方法
 - (エ) 職員の配置計画、組織体制等
- エ 経費の節減について
 - (ア) 収支計画についての基本的な考え方
 - (イ) 経費の節減に結びつく具体的な方策
- オ 安全対策について
 - (ア) 災害その他緊急時の安全対策
 - (イ) 個人情報の保護対策
- カ その他
 - (ア) 類似業務の実績
 - (イ) アピールすべき技術、手法等
- キ 年度別収支計画について

9 主な選定理由

当該法人は、これまで当施設を管理してきた実績を有し、全国の公立図書館における実績も豊富であるため、専門的な知識や実績を生かした安定的な管理運営が可能であると認められる。

また、図書の返却先の増設や施設の利用動向に合わせた人員配置など、利用者の利便性を高める取組により住民サービスの向上を図ることが可能であると認められるため。

10 指定管理料提案額

年 度	提 案 額
令和7年度	51,635 千円
令和8年度	52,074 千円
令和9年度	53,189 千円
令和10年度	54,332 千円
令和11年度	55,503 千円
合 計	266,733 千円

議案第22号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止することについて、道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

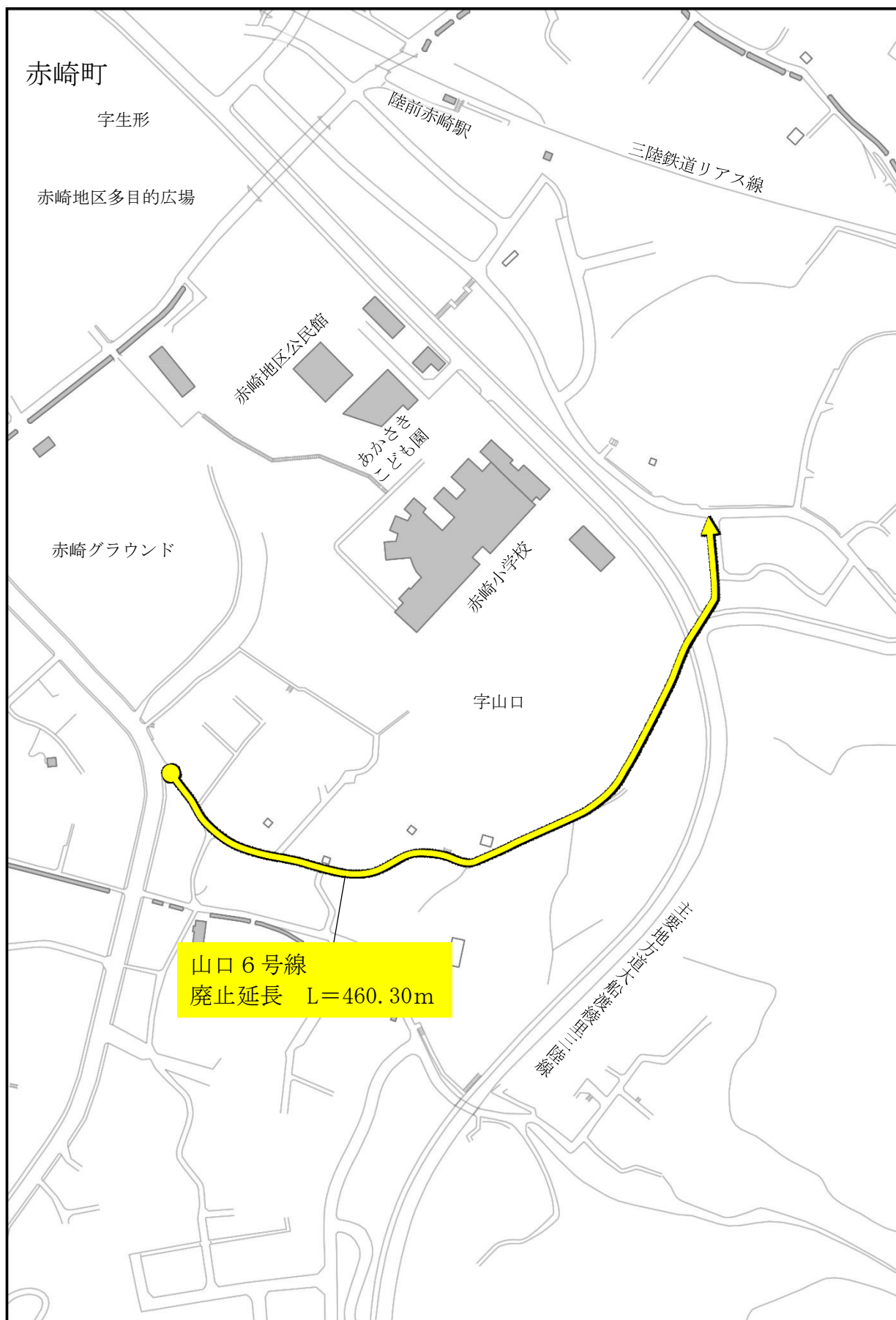
大船渡市長 渕 上 清

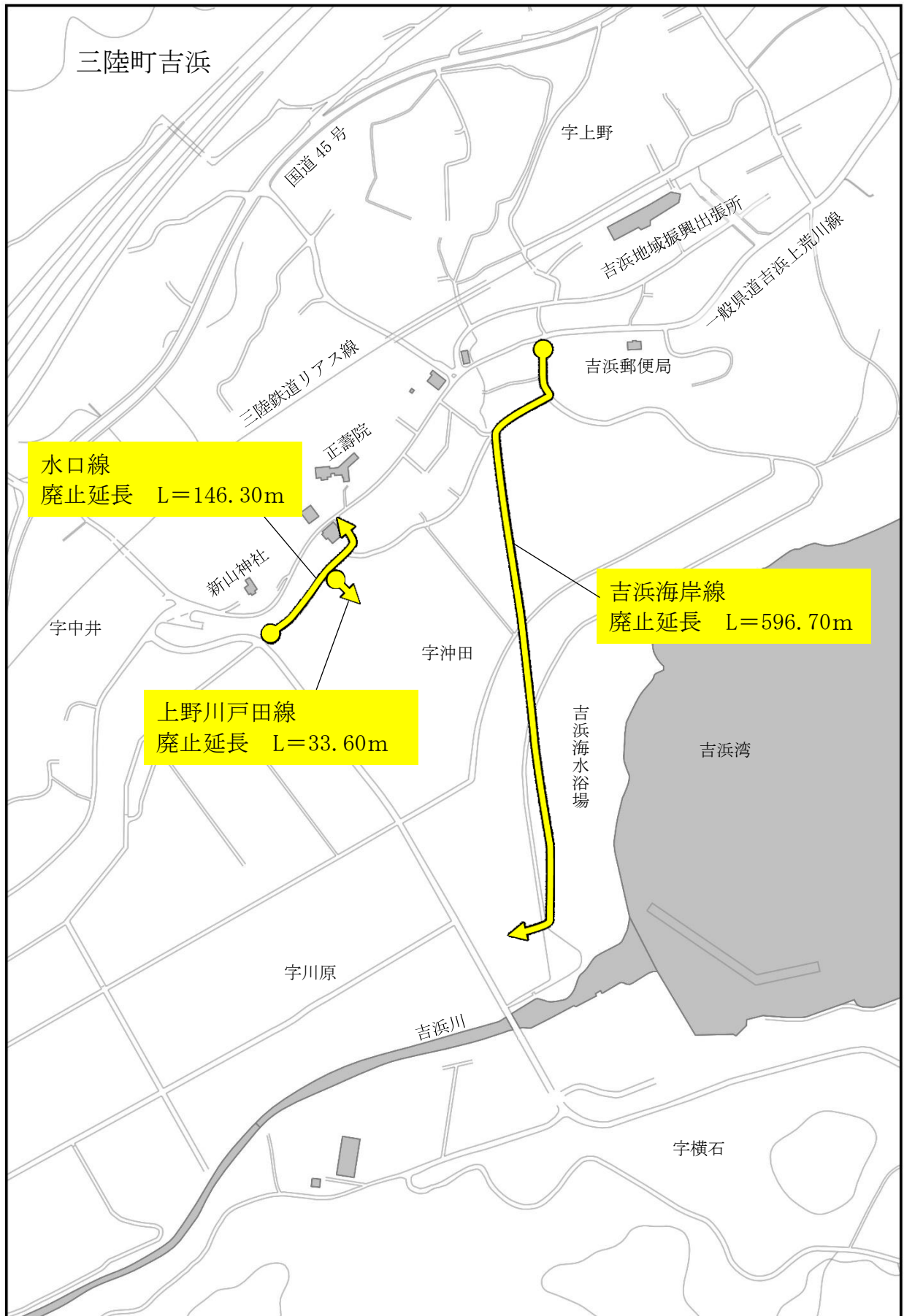
記

路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
山 口 線 6 号 線	大船渡市赤崎町字山口85番15地先	m 460.30	1.20m ～ 4.45m	
	大船渡市赤崎町字山口8番1地先			
吉 浜 線 海 岸 線	大船渡市三陸町吉浜字沖田75番2地先	m 596.70	2.90m ～ 4.00m	
	大船渡市三陸町吉浜字川原286番1地先			
水 口 線	大船渡市三陸町吉浜字上野1番3地先	m 146.30	4.50m ～ 7.30m	
	大船渡市三陸町吉浜字上野24番1地先			
上 野 川戸田線	大船渡市三陸町吉浜字沖田4番2地先	m 33.60	1.20m ～ 1.50m	
	大船渡市三陸町吉浜字沖田4番5地先			
大 野 桐の木線	大船渡市三陸町吉浜字大野13番3地先	m 220.30	2.50m ～ 3.00m	
	大船渡市三陸町吉浜字大野161番1地先			
大 野 中 道 線	大船渡市三陸町吉浜字大野72番2地先	m 96.60	1.20m ～ 1.50m	
	大船渡市三陸町吉浜字大野71番6地先			
殿 見 線	大船渡市三陸町綾里字石浜84番地先	m 75.00	4.00m ～ 5.70m	
	大船渡市三陸町綾里字石浜84番地先			

提案理由

岩手県が実施した地域連携道路整備事業、復興基盤総合整備事業及び海岸高潮対策事業による道路の整備に伴い、本路線を廃止しようとするものです。









議案第23号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

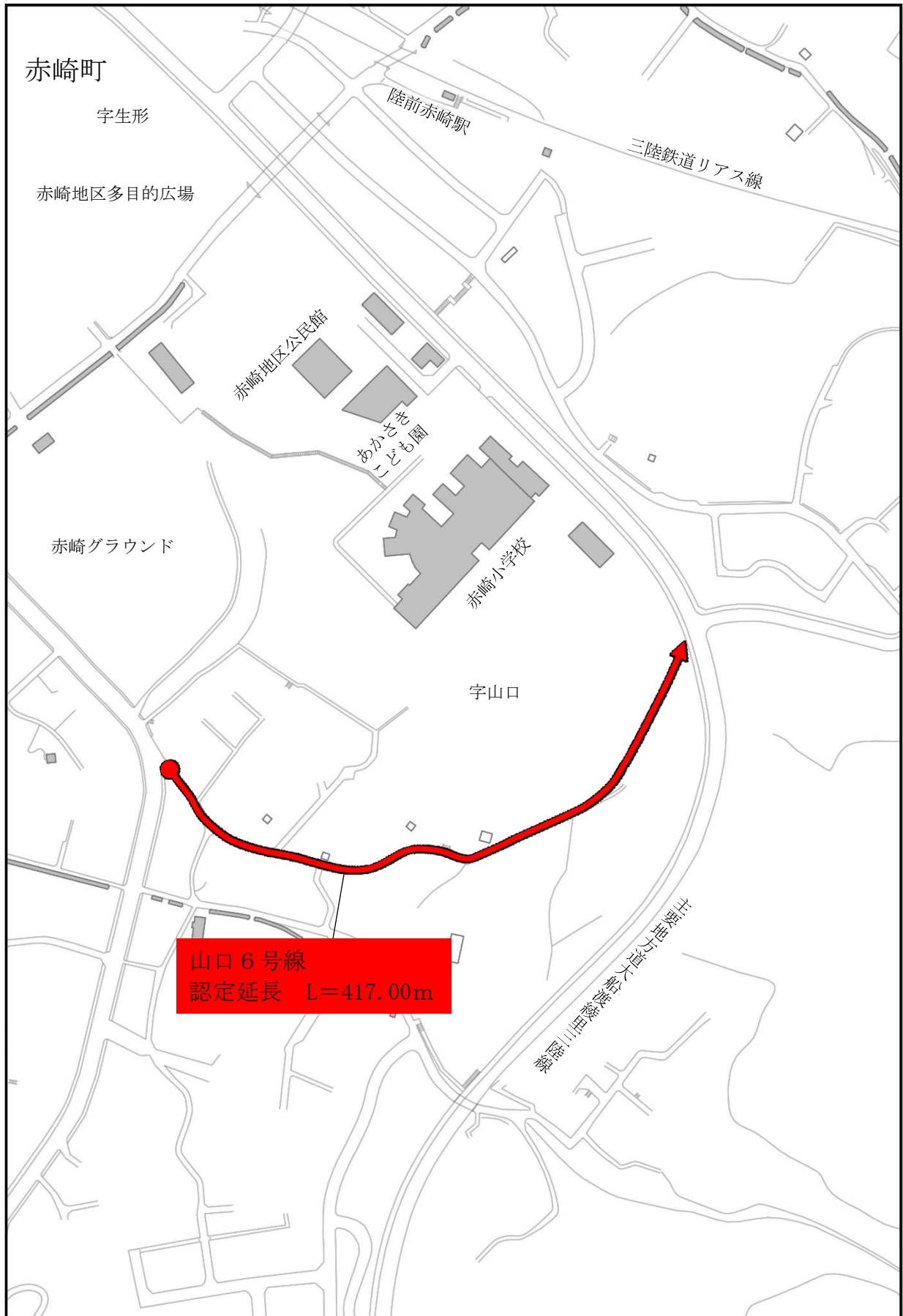
大船渡市長 渕 上 清

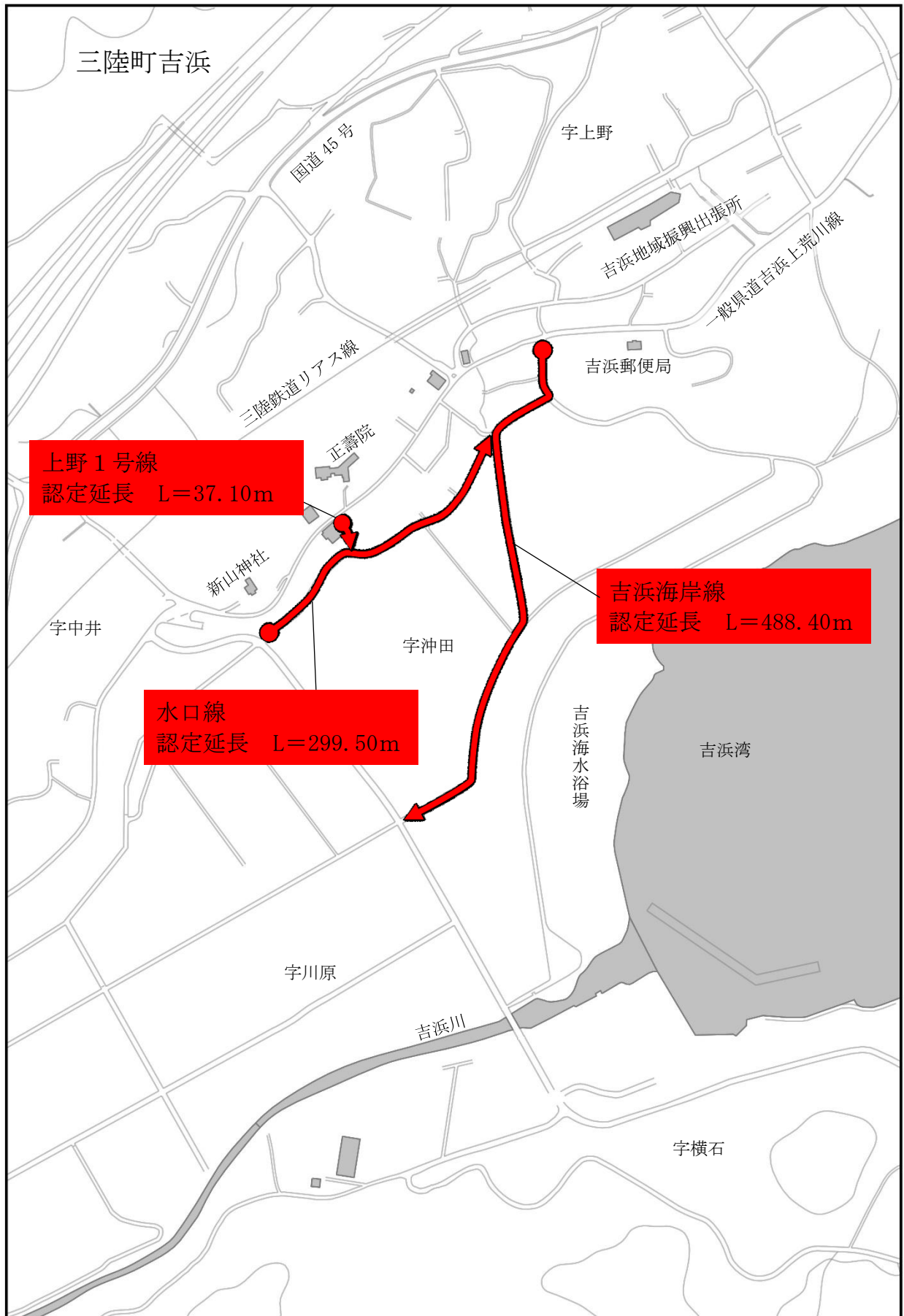
記

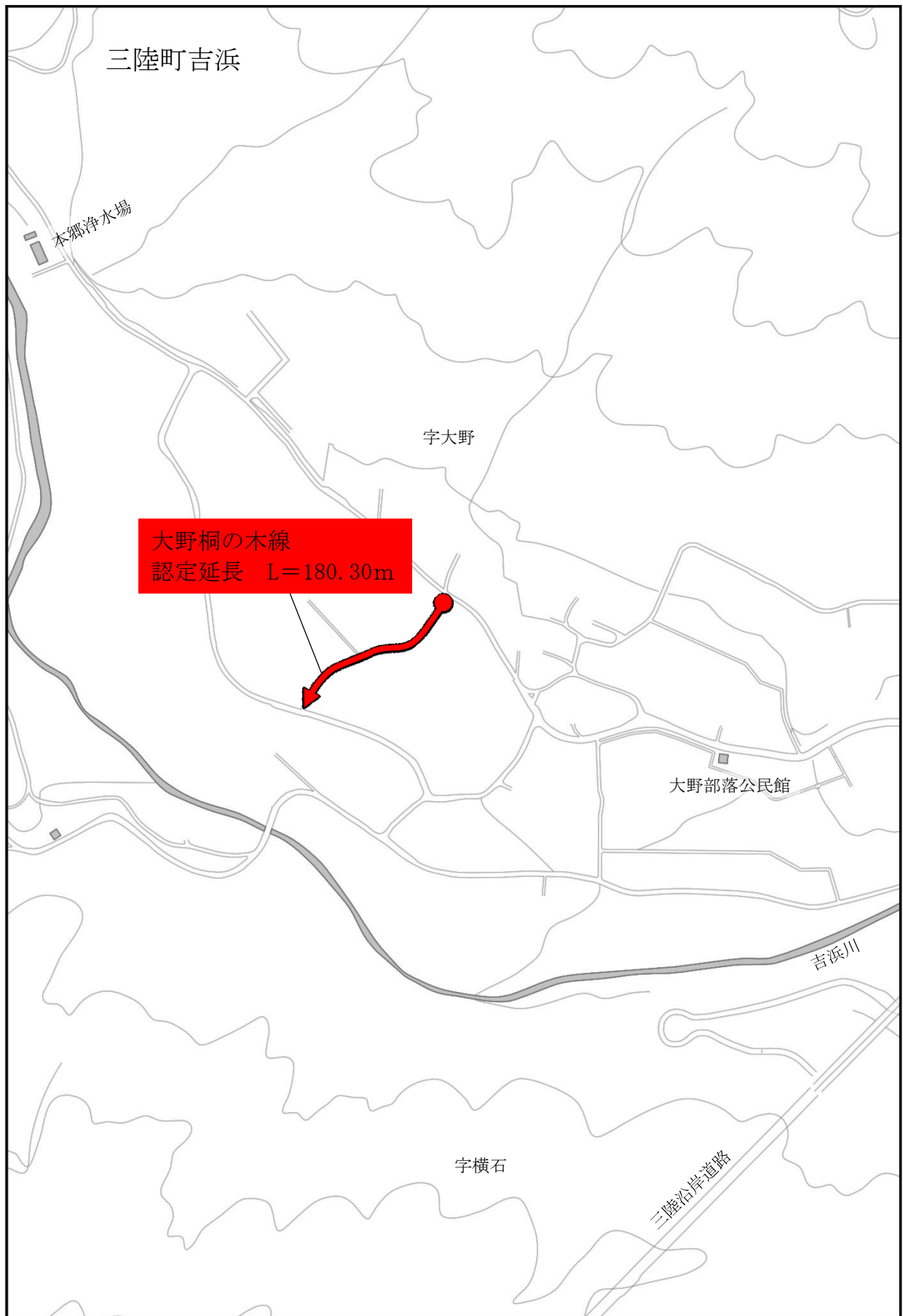
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
山 口 6 号 線	大船渡市赤崎町字山口85番15地先	m 417.00	1.20m ～ 9.70m	
	大船渡市赤崎町字山口8番4地先			
吉 浜 海 岸 線	大船渡市三陸町吉浜字上野37番3地先	m 488.40	3.90m ～ 6.80m	
	大船渡市三陸町吉浜字沖田170番地先			
水 口 線	大船渡市三陸町吉浜字沖田168番地先	m 299.50	4.10m ～ 13.20m	
	大船渡市三陸町吉浜字上野32番3地先			
上 野 1 号 線	大船渡市三陸町吉浜字上野24番1地先	m 37.10	4.50m ～ 8.60m	
	大船渡市三陸町吉浜字上野26番1地先			
大 野 桐の木線	大船渡市三陸町吉浜字大野197番1地先	m 180.30	2.60m ～ 7.00m	
	大船渡市三陸町吉浜字大野208番地先			

提案理由

岩手県が実施した地域連携道路整備事業及び復興基盤総合整備事業による道路の整備に伴い、本路線を認定しようとするものです。







議案第24号

和解に関し議決を求めることについて

下記のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 和解の相手方 住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
名称 東京電力ホールディングス株式会社

2 事案の内容

平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成30年度から令和2年度にかけて実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、令和5年6月20日に議会の議決を経て原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、賠償金として21,000円の支払義務を負う。
- (2) 相手方は、(1)の金員を市に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、市は、相手方に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

提案理由

東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係る和解をしようとするものです。

【原子力損害賠償紛争解決センターへのあっせんの申立ての状況】

区 分	申立金額（円）	賠償金額（円）	摘 要
人件費	42,775	0	
測定経費	1,523,520	17,000	
その他	308,320	4,000	放射線量測定器の校正
合 計	1,874,615	21,000	

議案第25号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

蛸ノ浦辺地の総合整備計画を変更しようとするものです。

総合整備計画書（第1次変更）

岩手県大船渡市 蛸ノ浦辺地
(辺地の人口 147人 面積 0.9km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岩手県大船渡市赤崎町字蛸ノ浦
- (2) 辺地の中心の位置 岩手県大船渡市赤崎町字蛸ノ浦23番地
- (3) 辺地度数 103点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

主要地方道大船渡綾里三陸線から、蛸ノ浦地域、長崎地域等を経由し、再び主要地方道大船渡綾里三陸線に接続する市道蛸ノ浦合足線は、1級市道であり、その沿線には、水産加工工場や漁港施設が立地している。

また、本路線は、大船渡市中心部への通勤・通学、買物等で利用される重要な生活道路でもあり、交通量の多い市道である。

しかしながら、東日本大震災後の仮設住宅や災害公営住宅の建設に伴う工事等で路面の劣化が著しいことに加え、幅員が狭く車両の通行に支障を来している。また、雨天時には一部冠水が見られることから、地元から道路改良が求められている。

これらのことから、道路のかさ上げ及び排水機能の向上を行い、冠水の解消を図るとともに、安全な通行を確保する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位 千円)

事業 区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	大船渡市	110,000	56,100	53,900	53,900
合計		110,000	56,100	53,900	53,900

1 変更後の事業概要

施設名	事業名	事業期間	事業費	備考
市道	市道蛸ノ浦合足線道路改良事業	令和4年度 ～ 令和8年度	110,000千円 〔うち辺地対策事業債 予定額 53,900千円〕	事業費の 変更

2 変更理由

近年の物価高による材料単価の上昇、人手不足等による公共工事設計労務単価の上昇に伴い、本総合整備計画を提出した令和3年度時点に想定した事業費を超える見通しとなったことから、事業費を増額するものである。

3 変更内容

総合整備計画「3 公共的施設の整備計画」の変更

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
	事業主体名			特定財源	一般財源	
市道	大船渡市	変更前	90,200	45,100	45,100	45,100
	大船渡市	変更後	110,000	56,100	53,900	53,900

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）整備しようとする公共的施設

（2）整備の方法

（3）整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）整備を必要とする辺地の事情

（2）その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村が総務大臣に提出する総合整備計画に関し、当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるように努めなければならない。

7 総務大臣は、第5項の規定により総合整備計画の提出があつた場合においては、直ちに、その旨を当該総合整備計画について関係がある各省各庁の長（政令第34号）第20条第2項の各省各庁の長をいう。）（以下「関係各省各庁の長」という。）に通知しなければならない。この場合において、関係各省各庁の長は、当該総合整備計画についてその意見を総務大臣に申し出ることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議案第26号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

仲崎浜辺地の総合整備計画を変更しようとするものです。

総合整備計画書（第1次変更）

岩手県大船渡市 仲崎浜辺地
(辺地の人口 418人 面積 7.6km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜
岩手県大船渡市三陸町越喜来字東崎浜
岩手県大船渡市三陸町越喜来字烏頭 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜175番地2 |
| (3) 辺地度数 | 229点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 崎浜漁港付近から本辺地中心部を通して小壁漁港に至る市道小壁線は、漁港施設への移動のほか、一般県道崎浜港線を経由して国道45号に接続し、大船渡市中心部への通勤・通学、買物等で利用される重要な生活道路である。

しかしながら、法定点検における構造物の危険度判定で、一部の法面が「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」とされるⅢ判定と診断され、落石等の危険性があり、第三者被害や通行規制の可能性が示されたことから、早期に修繕を実施する必要がある。

- (2) 一般県道崎浜港線と市道小壁線をつなぐ市道大塩線は、東日本大震災に係る防災集団移転住宅団地設置により地域住民が移転したことに伴い、通勤・通学、買物等で利用される重要な生活道路である。

しかしながら、道路排水機能の低下により、降水量が多い日には片側一車線が冠水し、安全な車両の通行に支障を来していることから、早期に道路排水機能を回復する必要がある。

- (3) 仲崎浜 1 号橋は、本辺地中心部に位置し、辺地内の円滑な交通に欠かすことのできない重要な橋りょうである。

しかしながら、法定点検における構造物の危険度判定で、「道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」とされるⅢ判定と診断されたことから、早期に修繕を実施する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

区 分 事業 施設名 主体名		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市 道	大船渡市	172,500	87,975	84,525	84,500
橋りょう	大船渡市	25,000	14,025	10,975	10,900
合 計		197,500	102,000	95,500	95,400

1 変更後の事業概要

施設名	事業名	事業期間	事業費	備考
市道	市道小壁線法面修繕事業	令和6年度 ～ 令和10年度	172,500千円 （うち辺地対策事業債 予定額 84,500千円）	事業の増 及び事業 費の変更
	市道大塩線道路排水対策事業	令和7年度 ～ 令和10年度		
橋りょう	仲崎浜1号橋橋梁修繕事業	令和6年度 ～ 令和10年度	25,000千円 （うち辺地対策事業債 予定額 10,900千円）	財源内訳 の変更

2 変更理由

仲崎浜辺地に係る総合整備計画は、令和6年度から令和10年度までの5か年で、「市道小壁線法面修繕事業」と「仲崎浜1号橋橋梁修繕事業」の2事業を実施するものとして、令和5年度に国へ提出したものである。

これらに加えて、「市道大塩線」は、道路排水機能の低下により、降水量が多い日には片側一車線が冠水し、安全な車両の通行に支障を来しており、「市道大塩線道路排水対策事業」を実施し、早期に道路排水機能の回復を図る必要があることから、当該事業の実施に係る事業費を増額するものである。

あわせて、財源として見込んでいる社会資本整備総合交付金の国費率の変更に伴い、財源内訳を変更するものである。

3 変更内容

(1) 総合整備計画「2 公共的施設の整備を必要とする事情」の修正

変更前	変更後
(1) [略]	(1) [略] (2) <u>一般県道崎浜港線と市道小壁線をつなぐ市道大塩線は、東日本大震災に係る防災集団移転住宅団地設置により地域住民が移転したこと</u> <u>に伴い、通勤・通学、買物等で利用</u>

(2) [略]	される重要な生活道路である。 しかしながら、道路排水機能の低下により、降水量が多い日には片側一車線が冠水し、安全な車両の通行に支障を来していることから、早期に道路排水機能を回復する必要がある。 (3) [略]
---------	---

(2) 総合整備計画「3 公共的施設の整備計画」の変更

令和6年度から令和10年度まで 5年間

(単位 千円)

事業 施設名 主体名		区 分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
市 道	大船渡市	変更前	122,500	61,250	61,250	61,200
橋りょう	大船渡市		25,000	13,750	11,250	11,200
合 計			147,500	75,000	72,500	72,400
市 道	大船渡市	変更後	172,500	87,975	84,525	84,500
橋りょう	大船渡市		25,000	14,025	10,975	10,900
合 計			197,500	102,000	95,500	95,400

位置図

三陸町越喜来



凡 例



市道大塩線道路排水対策実施場所

議案第27号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第28号

令和6年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第2号）を定める

ことについて

令和6年度大船渡市魚市場事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第29号

令和6年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて

令和6年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第30号

令和6年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を定めることについて

令和6年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第31号

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第32号

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算

（第1号）を定めることについて

令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第33号

令和6年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第4号）を定めること
について

令和6年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める
ことについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第34号

令和6年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

令和6年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月21日提出

大船渡市長 渕 上 清